

平成19(2007)年12月

# 新宿区都市マスタープラン概要版



新 宿 区

# 新宿区都市マスタープラン概要版 目次

<b>第1章</b>	<b>新宿区都市マスタープランの枠組み</b>	2
1-1	新宿区都市マスタープランの位置づけと体系	2
1-2	新宿区都市マスタープランの役割	3
1-3	新宿区基本構想	3
<b>第2章</b>	<b>めざす都市の骨格</b>	4
2-1	将来の都市像	4
2-2	めざす都市の骨格の考え方	4
2-3	将来の都市構造	5
<b>第3章</b>	<b>まちづくり方針</b>	8
3-1	土地利用の方針	8
3-2	都市交通整備の方針	11
3-3	防災まちづくりの方針	14
3-4	みどり・公園整備の方針	16
3-5	景観まちづくりの方針	18
3-6	住宅・住環境整備の方針	20
3-7	人にやさしいまちづくりの方針	22
<b>第4章</b>	<b>地域別まちづくり方針</b>	25
4-1	四谷地域まちづくり方針	26
4-2	笹塚地域まちづくり方針	28
4-3	榎地域まちづくり方針	30
4-4	若松地域まちづくり方針	32
4-5	大久保地域まちづくり方針	34
4-6	戸塚地域まちづくり方針	36
4-7	落合第一地域まちづくり方針	38
4-8	落合第二地域まちづくり方針	40
4-9	柏木地域まちづくり方針	42
4-10	新宿駅周辺地域まちづくり方針	44

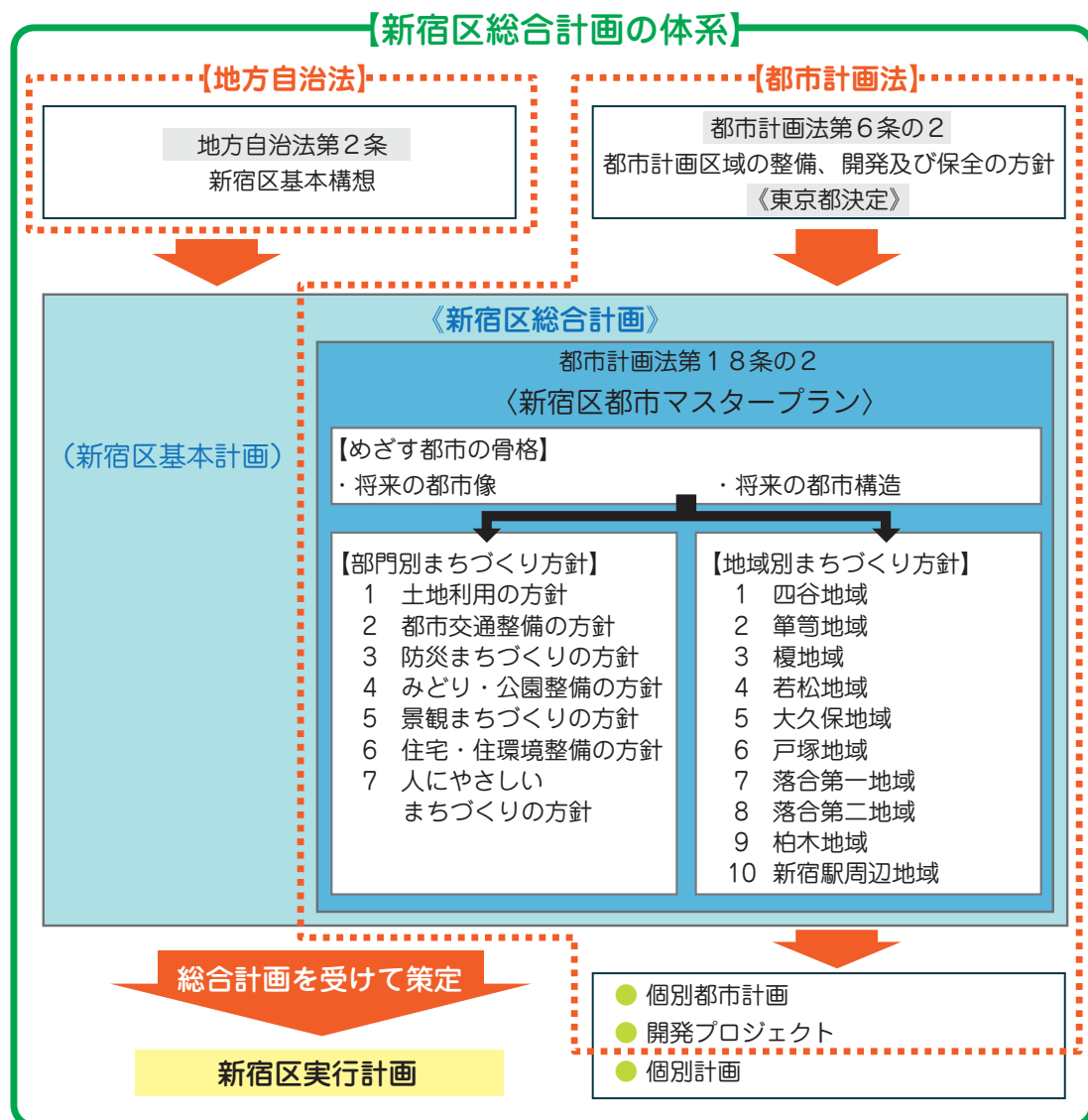
# 第1章 新宿区都市マスタープランの枠組み

## 1-1 新宿区都市マスタープランの位置づけと体系

新宿区では、新宿区基本構想を受けて、これまで定めてきた「基本計画」と、都市計画法第18条の2に基づく「都市計画に関する基本的な方針」の性格をあわせもつ、一体的な計画として、新宿区総合計画を策定しました。

本冊子は、新宿区総合計画のうち、同条に基づく「新宿区の都市計画の基本的な方針（以下「新宿区都市マスタープラン」）」に相当する部分の概要について、抜粋したものです。

新宿区都市マスタープランは、次のとおり、新宿区基本構想で掲げる「基本理念」及び「めざすまちの姿」、「6つの基本目標」、また、東京都が定める「東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を受けて、都市基盤等の主にハード面の整備に関する「めざす都市の骨格」及び「部門別まちづくり方針」、「地域別まちづくり方針」を示すものです。



## 1-2 新宿区都市マスタープランの役割

新宿区都市マスタープランは、おおむね20年後を展望して、めざす都市の骨格やまちづくり方針を示しています。新宿区都市マスタープランの主な役割は、次のとおりです。ただし、社会経済状況等の変化に対応し、必要に応じて見直しを行うものとします。

- 都市計画など、都市整備に関する計画を作成するにあたっての総合的な指針
- 区民と区とが、協働してまちづくりを進めていくための指針
- 区が定める個別計画を、総合的に調整する指針

## 1-3 新宿区基本構想

新宿区基本構想では、3つ基本理念とともに、おおむね20年後の新宿区の「めざすまちの姿」として、

### 『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち

を掲げています。また、「めざすまちの姿」を実現するため、六つの「まちづくりの基本目標」を定めています。

### 新宿区基本構想

#### 【基本理念】

- 区民が主役の自治を創ります
- 一人ひとりを人として大切に作る社会を築きます
- 次の世代が夢と希望を持てる社会をめざします

#### 【めざすまちの姿】

『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち

#### 【まちづくりの基本目標】

- 基本目標Ⅰ 区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち
- 基本目標Ⅱ だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち
- 基本目標Ⅲ 安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち
- 基本目標Ⅳ 持続可能な都市と環境を創造するまち
- 基本目標Ⅴ まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち
- 基本目標Ⅵ 多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち

## 第2章 めざす都市の骨格

### 2-1 将来の都市像

基本構想では、おおむね20年後の平成37（2025）年を想定した「めざすまちの姿」を「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」としています。

総合計画は、都市マスタープランの性格をあわせもつことから、「めざすまちの姿」の実現に向けた、都市基盤等の主にハード整備に関するめざす将来の都市像として、

#### 《暮らしと賑わいの交流創造都市》

を描き、

「暮らしと賑わいが調和し、住む人、働く人や訪れる人々が心地よく感じることができる、環境に配慮したみどり豊かな快適で潤いのあるまち」、

「新宿に住みたいと願う人が安全に安心して生活でき、住み続けられるまち」、

「誰にも愛される魅力あふれる文化を創造するまち」、

「新宿を訪れる人々によって生み出される活力が住む人々の利益にも結びつくまち」

の実現をめざします。

### 2-2 めざす都市の骨格の考え方

将来の都市像を実現するため、将来の都市機能や都市施設の基本的な都市の骨格の考え方を、次のとおり示します。

#### （1）新宿に蓄積されてきた多様性を活かしていく

- ①新宿駅周辺を、国際的な賑わいと交流を創造する中心にします。
- ②高田馬場、四谷、神楽坂の駅周辺業務商業地を、賑わいと交流の中心として育てます。
- ③東西方向に発展してきた交流軸を南北方向に結びます。

#### （2）まちの記憶を活かし、次世代に引き継いでいく

- ①まちの資源を活かし、地域の個性を創ります。
- ②区の骨格を形成する水辺とみどりの充実を図ります。

#### （3）地域の個性を活かし、区民が誇りと愛着をもてる新宿を創っていく

- ①まちづくり制度を活用し、地域の個性を活かしていきます。
- ②地域で活動する人が地域の個性を創る担い手となり、まちづくりを進めていきます。
- ③地域の住民が相互に連携するしくみをつくります。



## 2-3 将来の都市構造

将来的な都市機能や都市施設等の基本的な骨格を、将来の都市構造として示します。

将来の都市構造には、賑わいと交流を先導する地区を「心(しん)」、  
高い都市活動を支える幹線道路やその沿道を「軸(じく)」、  
都市に潤いを与える水辺やみどりのつながりを「環(わ)」  
と位置づけます。

### (1) 「心(しん)」

#### ① 「創造交流の心」

新宿駅周辺は、国際的な情報発信力を持ち、様々な文化や産業が集積しています。その特性をさらに伸ばし、多様化・複合化していく新たな創造型産業を育てていくとともに、地域の人々や来訪者が交流しながらまちを楽しむことができるように、国際的な賑わいと交流を先導する「創造交流の心」と位置づけ、必要な基盤整備や環境整備を進めていきます。

#### ② 「賑わい交流の心」

交通の要所であるとともに業務商業施設が集積している高田馬場地区、新宿通り沿道の業務商業施設を軸とした四谷地区、江戸の文化を継承し路地など昔ながらの情緒を残す神楽坂地区を賑わいと交流を先導する「賑わい交流の心」と位置づけ、それぞれの地区の特徴や個性を活かしたまちづくりを進めていきます。

#### ③ 「生活交流の心」

大久保、信濃町、下落合、中井、落合、早稲田、曙橋等の駅を中心とする日常の生活圏の核となるエリアを「生活交流の心」と位置づけ、生活に必要な情報や人の交流を先導する地域に密着したまちづくりを進めていきます。

## (2) 「軸 (じく)」

### ① 「賑わい交流軸」

明治通り及び新宿通りから中央通り（新宿駅西口と新宿中央公園を結ぶ「新宿副都心街路第4号線」）、また、これらの沿道を、新宿の賑わいと交流の骨格となる軸として「賑わい交流軸」と位置づけ、個性的で魅力ある業務商業機能の集積を図るとともに、街路樹の整備や沿道のまちなみを整序し、歩いて楽しい通りを形成していきます。明治通りは、地下鉄副都心線の開通を契機として、みどり豊かな道路整備や魅力ある沿道の商業施設等の集積を誘導します。新宿通りから新宿駅、新宿駅西口から新宿中央公園までは、魅力ある業務商業施設の立地や沿道のまちなみを整序することなどにより、歩行者の回遊性が高い魅力的な通りを形成していきます。

### ② 「都市活動軸」

広域交通の確保・充実及び沿道にふさわしい土地利用を誘導する都市活動の主要な軸として、広域的な幹線道路を「都市活動軸」と位置づけ、円滑な自動車交通の処理や快適な歩行者空間の確保、街路樹の整備によるみどりの充実及び沿道建築物の不燃化などを進めていきます。

### ③ 「地域活動軸」

「都市活動軸」を補助する軸として、地域間の交流を図る主要な幹線道路を「地域活動軸」と位置づけ、円滑な自動車交通の処理や歩行者空間の確保、沿道建築物の不燃化などを進めていきます。

## (3) 「環 (わ)」

### ① 「水とみどりの環 (わ)」

都市に潤いを与え、また都市の品格を高める要素として、新宿区の外周に沿った神田川、妙正寺川や外濠の水辺、連続する外濠の緑地、明治神宮外苑、新宿御苑のみどりを「水とみどりの環 (わ)」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる連続するみどりの骨格を形成していきます。

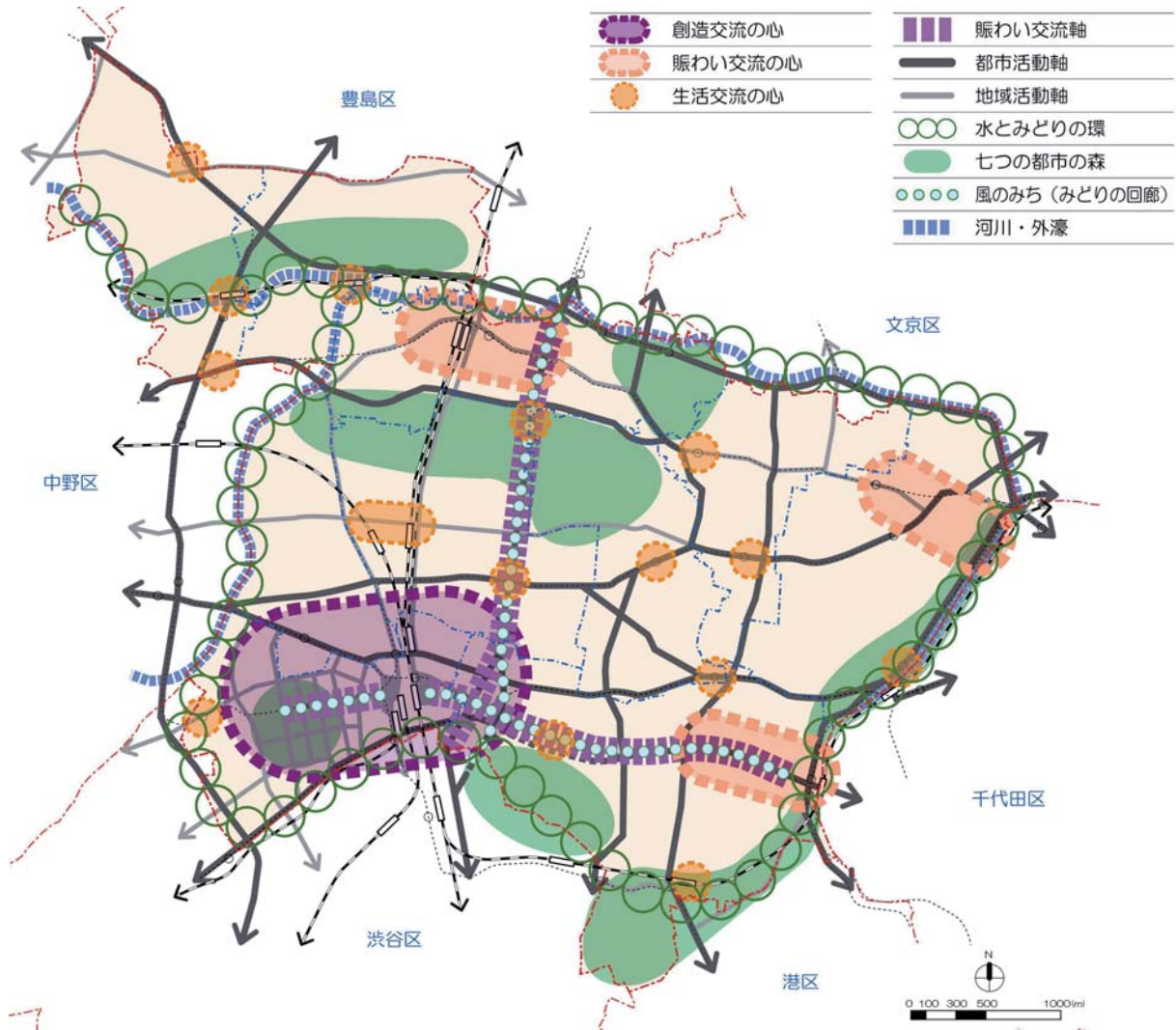
### ② 「七つの都市の森」

新宿中央公園周辺、戸山公園周辺、落合斜面緑地、早稲田大学周辺、外濠周辺、明治神宮外苑周辺、新宿御苑周辺のまとまったみどりを、新宿区の「七つの都市の森」と位置づけ、みどりの保全と拡充を進めていきます。

### ③ 「風のみち (みどりの回廊)」

身近な地域のみどりをつなげ、新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」や、まとまったみどりの保全・拡充をめざす「七つの都市の森」と結ぶように、幹線道路の街路樹のみどりを充実させます。特に、賑わい交流軸となる明治通り及び新宿通りから中央通り沿道を「風のみち (みどりの回廊)」と位置づけ、緑陰のある街路樹の整備や沿道建築物の緑化などを進め、新宿御苑のみどりや外濠の水辺からさわやかな風を導く、厚みと広がりをもった、みどり豊かな都市空間を形成していきます。

## 【都市構造図】





## 第3章 まちづくり方針

### 3-1 土地利用の方針

#### 土地利用の方針

(1) 都心居住の推進と良好な住宅市街地の形成

(2) 多様性や懐の深い新宿の魅力を活かした  
業務商業系市街地の形成

(3) 都市型産業地区における土地利用の適正な誘導

(4) 都市の貴重なオープンスペースの保全

#### 1 方針

住み、働き、学び、遊ぶ、多様性のあるまちとして、人々が安全な生活を営めるように適切な土地利用を誘導していきます。しかし、新宿のまちづくりを取り巻く状況は、日々大きく変化しています。

地区計画等のまちづくり制度を活用しながら、地域地区の変更を含め、地域の特色に合わせた適切な土地利用の転換を図っていきます。

また、一団の大規模な土地では、必要に応じて、みどりとオープンスペースの確保と併せて、敷地の高度利用を図るなど、適切な土地利用を行っていきます。

#### (1) 都心居住の推進と良好な住宅市街地の形成

人々が住み続けられるまちとして、良好な住環境の保全・形成を図ります。また、職住近接の都心居住を積極的に実現するとともに、地域の特色に配慮した土地利用を進めていきます。

##### ①低層住宅地区

主に、戸建住宅を中心とする低層住宅により形成されてきた地区です。低層共同住宅等への建替えが進み、みどりの減少が見られます。本地区では、良好な住環境の維持形成を図り、みどり豊かな住宅地としてのまちづくりを進めていきます。

■市街地整備区分—低層保全地区、低層個別改善地区

##### ②低中層住宅地区

低層及び中層住宅を中心とする市街地で、住宅と店舗、事務所等との適切な共存を図っていく地区です。戸建住宅や低中層の集合住宅等を中心とする住宅地として、区民と協働で地区計画等を利用して、都心居住の魅力を活かした低中層市街地の形成を図ります。

■市街地整備区分—低中層保全地区、低中層個別改善地区、低中層基盤整備地区

##### ③中高層住宅地区

土地区画整理事業等により道路や公園等の都市基盤が整備された中高層住宅地で、現在の住環境を維持しながら、周辺環境と調和した都市型住宅地の形成を進めていきます。

■市街地整備区分—中高層住宅整備地区

#### (2) 多様性や懐の深い新宿の魅力を活かした業務商業系市街地の形成

新宿の都市構造を踏まえ、多様性や懐の深い新宿の魅力を活かした、業務商業系市街地の形成を進めていきます。新宿駅周辺を、業務商業の機能に加え、みどり豊かなアメニティの中心と位置づけ、歩行者の回遊性の向上や賑わいの創出を図ります。また、高田馬場、四谷、神楽坂の各地区を、地区の個性を活かした魅力ある質の高いまちに育てていきます。

**①創造交流地区**

新宿駅周辺は、東京の広域業務商業機能の一翼を担い、また、先導的な中枢業務機能を担う業務商業拠点の形成をめざし、情報文化、業務、娯楽機能等からなる多様性を持つまちの賑わいの創出を図ります。さらに、みどり豊かなアメニティの中心として、回遊性の高い観光・交流拠点として、魅力の向上を図ります。

■市街地整備区分—国際的な中枢業務機能拠点地区、都心居住推進地区

**②賑わい交流地区**

業務商業施設の集積と学生のまち高田馬場地区、新宿通り沿道の業務商業施設を軸とした四谷地区、江戸の文化を継承し路地など昔ながらの情緒を残す神楽坂地区を、住宅機能と商業機能が融合した賑わい・交流の中心として、また、地区に根ざした商業・文化の拠点として、地区の個性を活かした魅力ある質の高いまちに育てていきます。

**③生活交流地区**

区内の鉄道各駅の周辺を地区の生活中心として、周辺の商店街の振興、賑わいのあるまちなみの形成、歩きやすい道路空間づくりなどを進めます。

**④幹線道路沿道地区**

幹線道路及びその沿道は、みどり豊かな道路整備と魅力的な沿道建築物の整備誘導を図ります。また、建築物の不燃化を促進し、延焼遮断帯としての機能を強化していきます。

■市街地整備区分—賑わい交流骨格整備地区、幹線道路沿道整備地区

**(3) 都市型産業地区における土地利用の適正な誘導****①都市型産業地区**

都市型産業と住機能が共存し、産業環境と居住環境が調和する職住近接の市街地の形成を誘導していきます。

**(4) 都市の貴重なオープンスペースの保全**

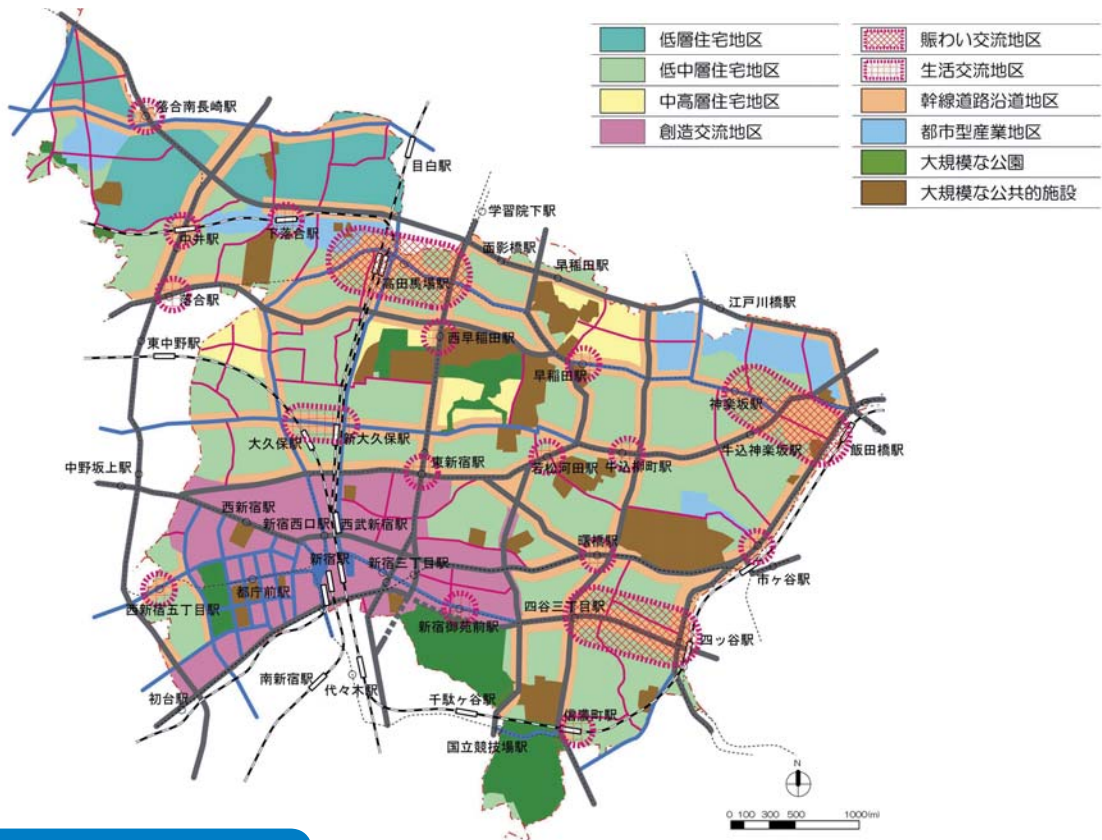
大規模な公園や大学キャンパス、公共施設、寺社等のみどりを、都市における貴重なオープンスペースとしての保全を促進していきます。企業等の移転跡地については、オープンスペースの機能が確保されるように土地利用を誘導していきます。また、公共施設の整備にあたっては、設計や施設の管理運営を地域住民と協働で行うなど、誰もが利用しやすく、区民が愛着を持てる施設として整備していきます。

■市街地整備区分—大規模な公園、大規模な公共的施設

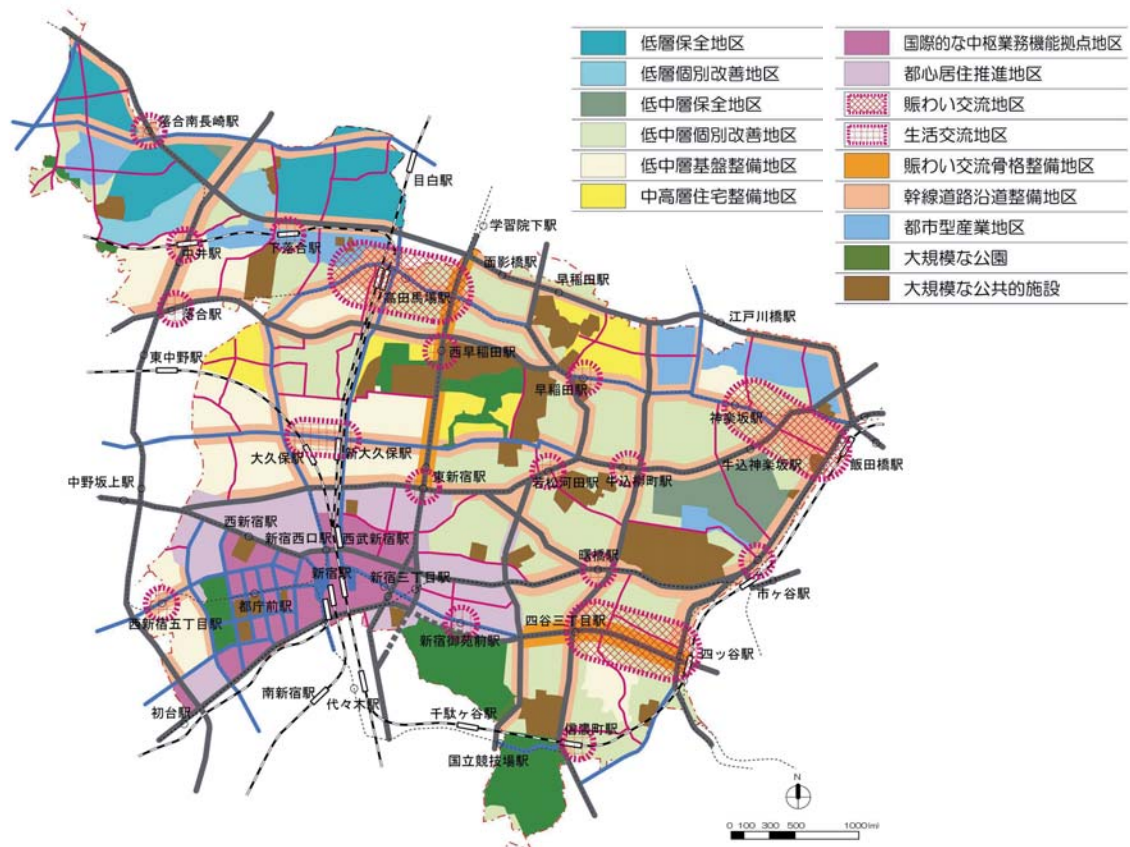
**2 成果指標**

指標名	指標の定義	現 状	目 標	将来目標
地区計画等 策定面積	地区計画等の 策定面積	101.5ha (平成19年10月)	区の面積の 約5割の区域(911ha) (平成29年度)	区の面積の 約8割の区域 (将来の目標)

### 3 土地利用方針図



### 4 市街地整備方針図



## 3-2 都市交通整備の方針

### 都市交通整備の方針

(1) 人にやさしい公共交通への改善

(2) 人と環境に配慮した道路整備

(3) 歩きたくなる歩行者空間の充実

(4) 交通需要の管理の推進

### 1 方針

#### (1) 人にやさしい公共交通への改善

都市交通における公共交通の役割を一層高め、鉄道やバスの利便性の向上を促進していきます。また、関係機関とともに、駅施設やその周辺のバリアフリー化、駅前広場などの充実を進めていきます。さらに、自転車レーンや駐輪場の整備など自転車の利用環境の向上やコミュニティバス、LRT（新型路面電車）などの新たな交通システムの導入について検討していきます。

- ①公共交通の整備—鉄道網の整備、新しい交通システムの検討
- ②交通結節点の整備—駅施設の整備、駅前空間の整備

#### (2) 人と環境に配慮した道路整備

通過交通を適切に処理する幹線道路は、地域住民の意見等を踏まえ、周辺環境に十分配慮しながら整備を進めていきます。生活道路は、買物、散策、交流などの多様な活動が繰り広げられる生活空間として、歩行者の安全性、快適性の確保に努めるとともに、道路のバリアフリー化や環境に配慮した舗装等を進めていきます。

また、細街路については、防災性の向上をめざし、建築基準法や地区計画制度などにより、拡幅整備を進めていきます。

- ①幹線道路—広域幹線道路、地域幹線道路、
- ②生活道路—地区内主要道路、主要区画道路、区画道路

#### (3) 歩きたくなる歩行者空間の充実

新設する道路はもとより、既設道路についても歩道の拡幅整備等により、歩行者空間の充実を図り、歩きたくなる歩行者空間を整備していきます。神田川や外濠などの水辺空間、新宿御苑や明治神宮外苑などの豊かなみどり、学生が集い活力あふれる高田馬場、歴史の薫るまちなみを残す四谷や神楽坂など、地域の特性やまちの資源を活かし、これらの地域をつなぎ、散策したくなる歩行系幹線道の充実を進めていきます。

また、賑わい交流の軸となる明治通りや新宿通りから新宿中央公園につながる動線を、「風のみち（みどりの回廊）」として、街路樹の整備などみどり豊かな歩行者空間の充実を進めていきます。

新宿駅周辺では、歩行者の混雑緩和を図るとともに、商業拠点の回遊性を高めるため、新宿通りのモール化や東西自由通路の整備などを検討していきます。

さらに、沿道の商店街等との協働により、オープンカフェやイベントの開催等、まちの活性化と魅力向上を図るための道路空間の多様な活用方法について検討し、歩きたくなる新宿の実現を進めていきます。



- 歩行系幹線道等の整備
- 歩行者空間の快適性の向上
- 歩行系ネットワークの整備

#### (4) 交通需要の管理の推進

円滑な都市交通を維持していくためには、自動車の交通需要の抑制や分散を誘導する交通需要の管理が大切です。公共交通機関の整備と利用促進を図るとともに、生活道路内への流入抑制やスピード抑制、交通アセスメント等の実施、自転車等（自転車、原動機付自転車及び自動二輪車）の適正利用や利用環境の整備等を進めていきます。

- 生活道路への自動車流入と速度の抑制
- 交通アセスメント等の実施
- 自転車等の適正利用の推進
- 道路のモール化
- 駐車場の整備
- 地域交通計画の検討

### 2 成果指標

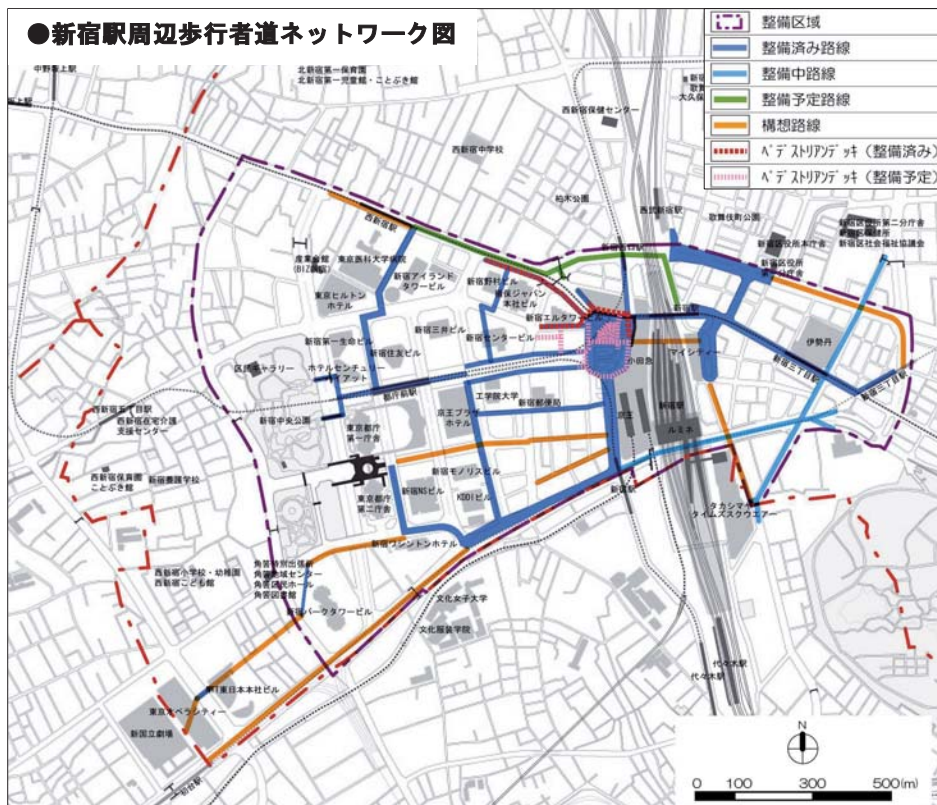
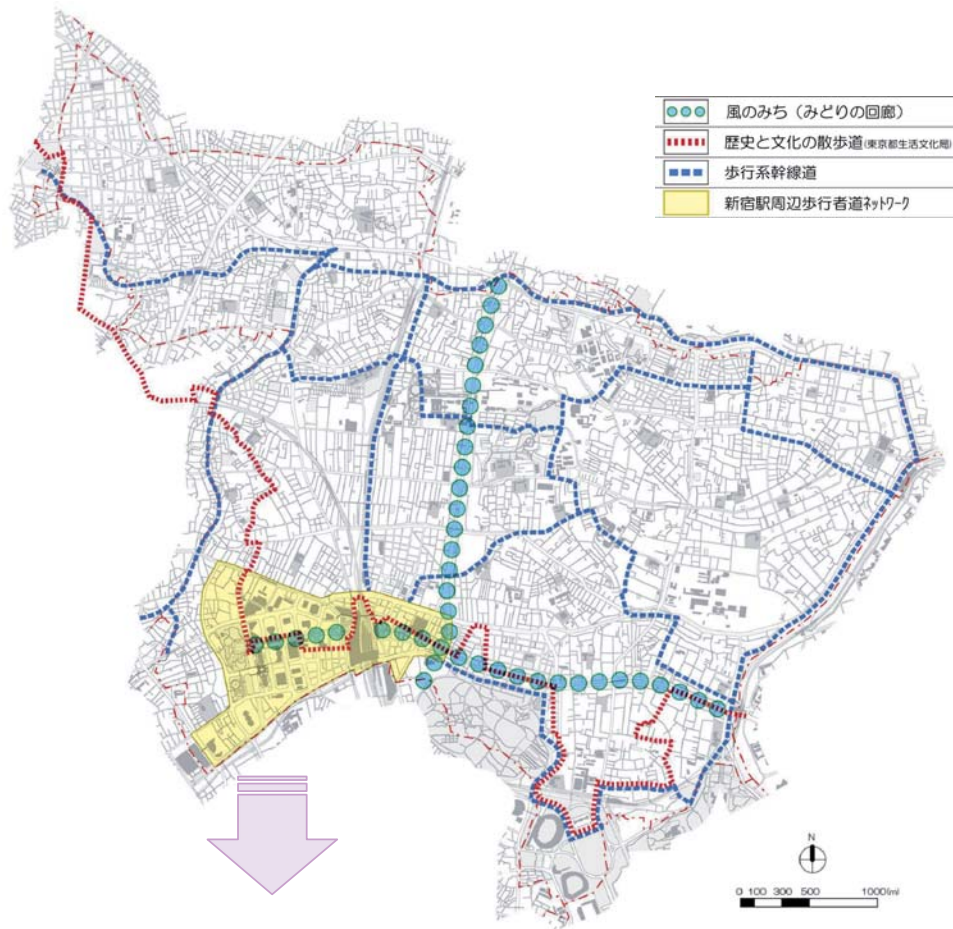
指標名	指標の定義	現 状	目 標	将来目標
都市計画道路の完成率	区内の都市計画道路完成延長／ 区内の都市計画道路延長	58.0% (平成17年)	70% (平成29年度)	75% (おおむね 20年後の目標)

### 3 都市交通整備方針図





## 4 歩行系ネットワーク図



### 3-3 防災まちづくりの方針

#### 防災まちづくりの方針

(1) 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり

(2) 建築物・都市施設等の安全性の向上

(3) 防災拠点と避難施設等の充実

(4) 総合的な水害対策の推進

#### 1 方針

##### (1) 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり

都市空間の総合的な防災性の向上を図るため、幹線道路等の沿道建築物の不燃化を促進し、延焼遮断帯の整備を進め、災害時に燃え広がらないまちづくりを進めます。また、住宅をはじめ、建築物の耐震化を促進するとともに、地域住民との協働により、地区計画制度等を活用して、木造住宅密集地域や地域危険度の高い地域の防災性の向上に取り組みます。

また、道路やオープンスペース等の公共的空間を確保し、まちの安全性を高めていきます。これらの取組により、防災生活圏を形成し、災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくりを進めていきます。

- 都市空間の防災性の向上
- 道路等の公共的空間の確保
- 建築物の耐震化の促進

##### (2) 建築物・都市施設等の安全性の向上

木造住宅密集地域や地域危険度の高い地域については、地区計画や東京都条例の新防火地域の指定等を行います。また、地域住民と協働で、建築物の不燃化・耐震化、道路の無電柱化、オープンスペースの確保等を進め、災害に強い安心して生活できるまちづくりを進めていきます。

電気・ガス・水道など、災害時のライフラインの安全性を確保するため、事業者等に対策の強化を要請していきます。

- 建築物の安全性の向上
- 都市施設の安全性の向上
- 崖・擁壁の整備、落下物対策等の強化
- 震災後の対策の強化

##### (3) 防災拠点と避難施設等の充実

災害時の情報収集、関係機関との連携、救護活動等が迅速に行えるように、防災活動の拠点の充実を図ります。また、区民や帰宅困難者等に支援を行う避難所等の施設の充実を図るとともに、救援、救護、初期消火等が速やかに行えるよう資材の充実と体制の整備を図ります。

- 駅や駅前広場等の整備
- 避難施設の充実等
- 被災情報の把握と復興計画の作成



### (4) 総合的な水害対策の推進

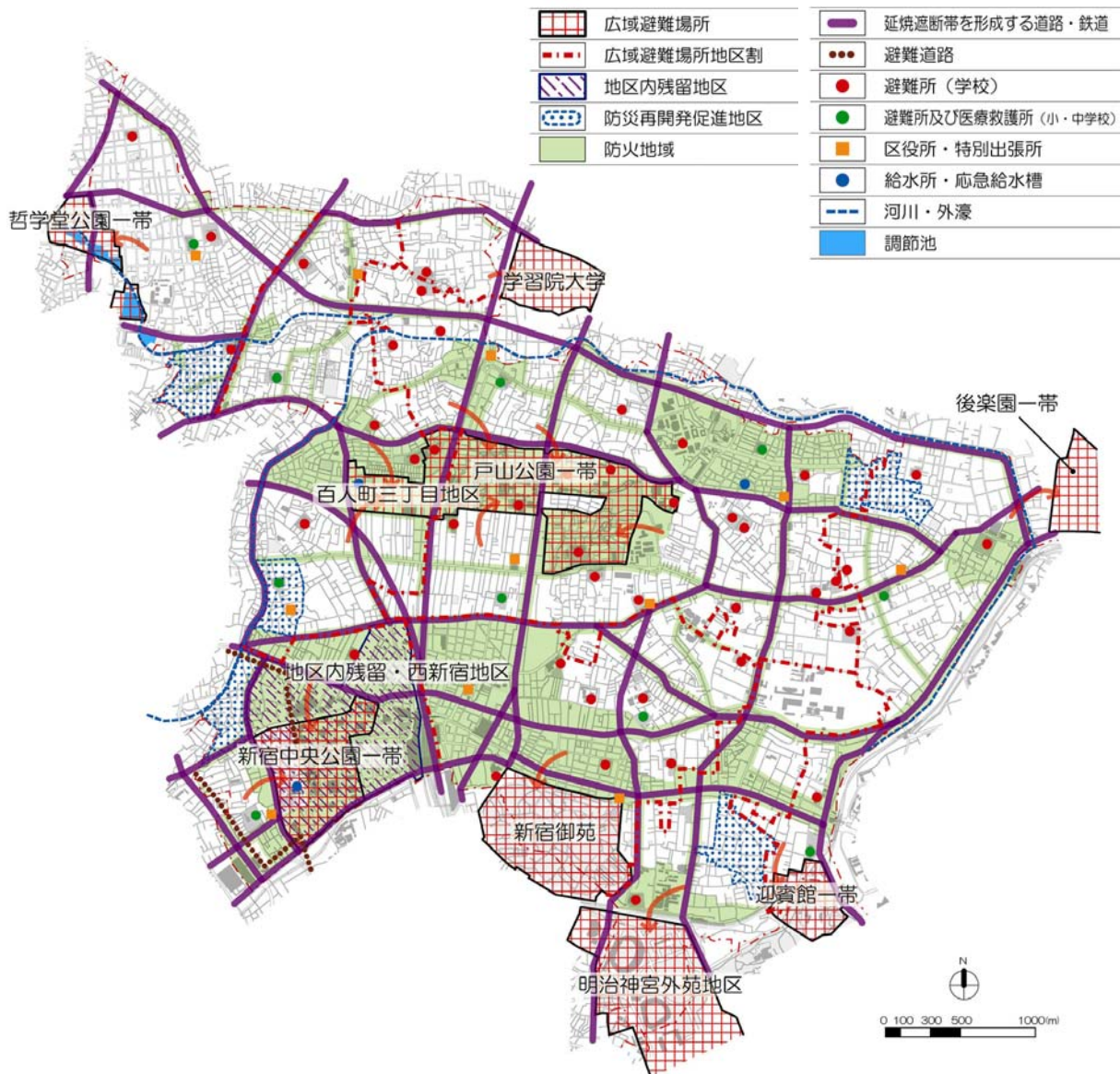
河川改修や雨水流出抑制等による総合的な水害対策を促進し、水害解消に向けた取組を進めます。また、区民の防災意識の啓発を図ります。

- 水害対策の促進
- 防災意識の啓発

## 2 成果指標

指標名	指標の定義	現 状	目 標	将来目標
住宅の耐震化率	新耐震基準(昭和56年基準)または、これと同等の耐震性能を有する住宅戸数の割合	約 82% (平成 15 年)	90% 以上 (平成 27 年)	95% 以上 (おおむね 20年後の目標)

## 3 防災まちづくり方針図



## 3-4 みどり・公園整備の方針

### みどり・公園整備の方針

(1) みどりの骨格の形成

(2) みどりを残し、まちへ広げる

(3) 水やみどりに親しめる環境づくり

(4) 生活や活動の場にある身近なみどりの充実

## 1 方針

### (1) みどりの骨格の形成

新宿区の外周に沿って連続する水辺とみどりを「水とみどりの環」と、大規模な公園のみどりや斜面緑地などのまとまったみどりを「七つの都市の森」と位置づけ、みどりの保全・充実を促進していきます。また、明治通りの歩道の拡幅等に伴い、街路樹や歩道の再整備等、「風のみち」として緑陰あるさわやかな歩きたくなるみちづくりを促進していきます。

- 「水とみどりの環」の形成
- 「七つの都市の森」の保全・拡充
- 「風のみち（みどりの回廊）」の整備

### (2) みどりを残し、まちへ広げる

新宿の地形や歴史、文化を「まちの記憶」として次世代に継承していくことが重要です。江戸時代の藩邸跡地等にあったみどりを「みどりの記憶」と位置づけ、土地所有者や区民との協働により、みどりの保全・再生に取り組めます。また、市街地再開発事業等の大規模な開発計画においては、公開空地等により、積極的にみどりの創出を図り、快適な都市空間の形成を誘導していきます。

さらに、屋上緑化の推進、みどりを保全する環境保全型の地区計画の導入などにより、積極的にみどりを広げるまちづくりを進めます。

- 「みどりの記憶」の継承
- みどりの保全・活用
- みどりの拡大・整備
- みどりのまちづくり
- みどりの啓発

### (3) 水やみどりに親しめる環境づくり

潤いある都市空間を形成するために、まちづくりの中でのみどりの果たす役割を重視し、生活の場や道路、業務・商業エリアなどの人々が日常的に触れ合える場において、みどりの充実を積極的に誘導していきます。特に、街路樹や壁面緑化等歩く人に心地よさを与える目に見えるみどりの整備を促進していきます。また、昆虫や野鳥などの生き物が生息できるビオトープなどの空間の整備を誘導していきます。

- 目に見えるみどりの整備
- 虫や鳥の住めるみどりづくりの推進
- 水辺空間の充実

### (4) 生活や活動の場にある身近なみどり(コミュニティガーデン(地域の庭))の充実

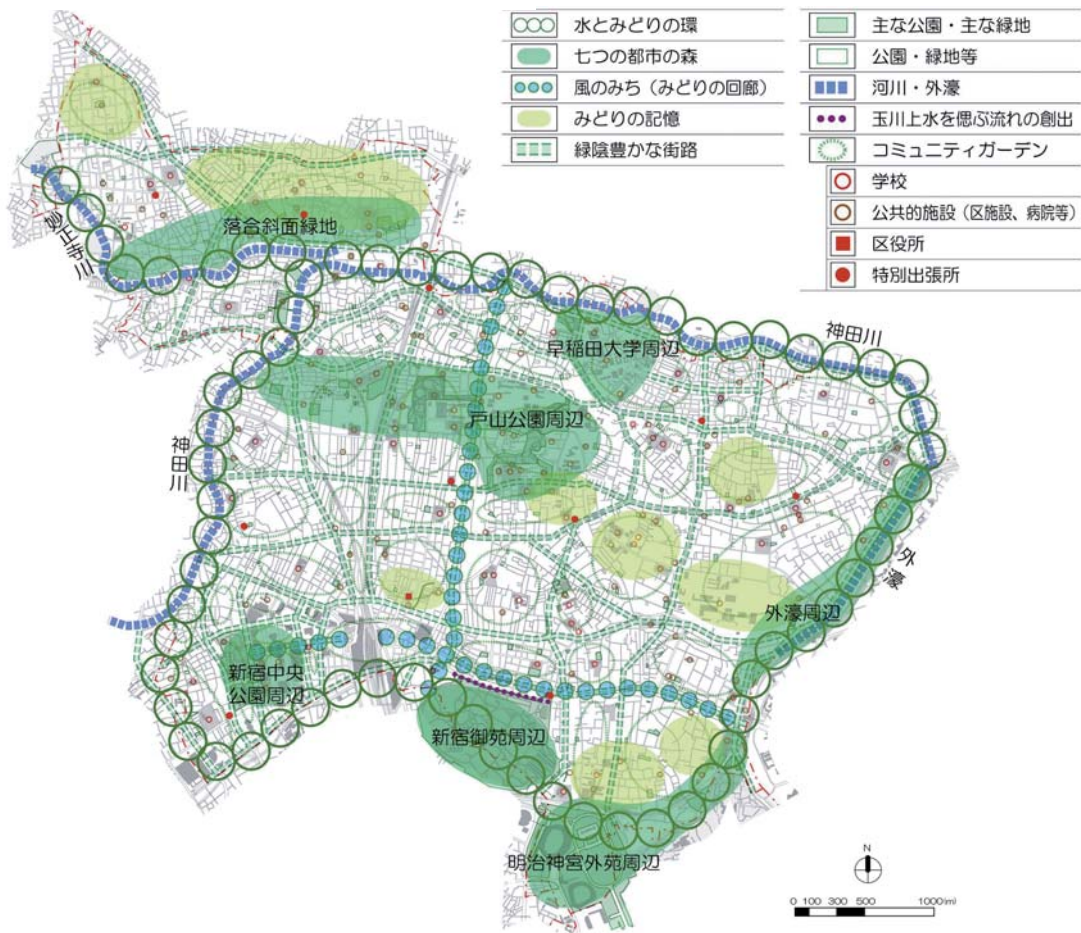
庁舎・学校等の公共施設、寺社、病院などの大規模な敷地のみどりやオープンスペースを、生活や活動の場にある身近なみどり(コミュニティガーデン(地域の庭))と位置づけ、地域住民や施設利用者等が楽しめるように、みどりの充実と地域への開放を進めます。併せて、防災上の配慮やユニバーサルデザイン等にも配慮し、誰もが利用できる公園や公共施設の整備を進めます。また、地域に密着した公園の運営を検討し、地域住民の継続的な公園活動を定着させるしくみづくりを検討します。

- オープンスペースの活用
- 特徴ある公園づくり
- 公園機能の充実
- 公園の運営管理

## 2 成果指標

指標名	指標の定義	現 状	目 標	将来目標
区民一人当たりの公園面積	供用中の公園面積/(住民基本台帳人口+外国人登録人口)	3.83㎡ (平成19年4月)	3.9㎡ (公園全体の面積 2ha 増) (平成 29 年度)	5㎡ (将来の目標)
緑被率	区の面積に対する樹木、樹林、草地、屋上緑地の割合	17.47% (平成17年度)	18.5% (平成 29 年度)	25% (将来の目標)

## 3 みどり・公園整備方針図





## 3-5 景観まちづくりの方針

### 景観まちづくりの方針

(1) 地域の個性を活かした景観誘導

(2) 賑わいと潤いのある景観形成の誘導

(3) 区民との連携による景観まちづくりの推進

### 1 方針

#### (1) 地域の個性を活かした景観誘導

新宿の持つ多様性や懐の深さを活かし、地域の自然地形、歴史や文化などの景観資源を発掘しながら、その地域にふさわしい景観形成の方針を作成し、それぞれの地域の個性を活かした景観形成を誘導していきます。

- 「まちの記憶」を活かした景観形成
- 変化に富んだ地形を活かした景観形成
- 水とみどりを活かした景観形成
- 眺望景観の保全・創出

#### (2) 賑わいと潤いのある景観形成の誘導

新宿駅周辺などの業務商業施設の集積した地域や新宿通りや明治通り沿道などにおいては、地域の特色を活かし、風格のあるまちなみの形成や快適な歩行者空間の整備などを進め、風格と賑わいのある景観を創出していきます。また、神田川、妙正寺川、外濠などの水辺や、大規模施設のみどり、公園等については、水辺のみどり豊かな潤いのある景観形成を促進していきます。

##### ①賑わいのある都市空間の創出

- 賑わい交流景観創造エリアの景観形成
- 賑わい交流景観創造軸の沿道景観の形成

##### ②潤いのある景観形成

- 水辺の景観軸を活かした親水空間の創出
- みどりの景観ゾーンとネットワークの形成

#### (3) 区民との連携による景観まちづくりの推進

地域住民、事業者、NPO、大学などの多様な主体と連携・協働により、地域の自然や歴史、文化などを活かした、良好な景観まちづくりを進めます。

- 区民との協働
- 景観行政団体としての活動
- 広域的な景観誘導の推進

## 2 成果指標

景観まちづくりの方針では、今後、景観法に基づき、積極的に良好な景観形成を推進する地区として策定する予定の（仮称）景観形成推進地区策定面積を成果指標とし、目標を定めます。

指標名	指標の定義	現 状	目 標	将来目標
(仮称)景観形成推進地区策定面積	(仮称)景観形成推進地区の策定面積	0ha (平成19年)	200ha (区の面積の約1割の区域) (平成29年度)	300ha (おおむね20年後の目標)

## 3 景観まちづくり方針図



## 3-6 住宅・住環境整備の方針

### 住宅・住環境整備の方針

(1) 安心して暮らせる住まいづくり

(2) 住生活の豊かさを実感できる住まいづくり

(3) 安定した居住を確保できるしくみづくり

(4) 地域コミュニティを主体とした魅力ある住まいづくり



### 1 方針

#### (1) 安心して暮らせる住まいづくり

災害に強く安全な住まいづくりを進めるため、地区計画などのまちづくり制度を活用し、木造住宅密集地域の防災性の向上や建替えの促進などを進めていきます。

また、防犯性向上に対する取り組みや、健康に配慮した住宅の普及促進を図ります。

■災害に備えたまちづくり・住まいづくり

■住まい等の防犯性の向上

■健康に配慮した住宅の普及促進

#### (2) 住生活の豊かさを実感できる住まいづくり

高齢者、障害者を含めたすべての人が安全で快適に住み続けられるように、ユニバーサルデザインの視点に立った住宅の整備を支援します。分譲マンション等の集合住宅の適正な維持管理や、建替えを必要とする集合住宅への支援を進めていきます。また、多様な居住ニーズに対応できるしくみやライフスタイルに応じて住み替えができるしくみづくりを検討するとともに、単身世帯者の多いワンルームマンションの住環境の向上に取り組みます。

■分譲マンション等の適正な維持管理・再生への支援

■ユニバーサルデザイン等による住宅の質の向上

■多様な居住ニーズに対応するしくみづくり

■環境に配慮した住宅の普及促進

### (3) 安定した居住を確保できるしくみづくり

高齢者等の住まいの安定確保、安心して子育てできる居住環境づくりと居住継続の支援を進めていきます。また、住宅ストックの有効活用とセーフティネット機能の向上を図ります。

- 高齢者等の住まいの安定確保
- 安心して子育てできる居住環境づくり
- 区営住宅等の有効活用とセーフティネット機能の向上

### (4) 地域コミュニティを主体とした魅力ある住まいづくり

高齢者、障害者、子育て世帯、外国人など、地域で暮らしを共にする住民がお互いに支え合い、連携がとれた良好なコミュニティの形成を進めていきます。

また、多様な居住ニーズに合った地域コミュニティづくりと魅力のある住環境づくりを促進していきます。

- 地域主体の住環境づくり
- 外国人との共生

## 2 成果指標

指標名	指標の定義	現 状	目 標	将来目標
最低居住面積水準 未達の住宅の割合	最低居住面積水準 未達の主世帯数/ 住宅数	11% (平成15年)	5% (平成27年)	解消する (将来の目標)

#### ■ 最低居住面積水準（住生活基本計画：国）

世帯人員	最低居住面積水準
単身者	25㎡
2人以上	10㎡ × 世帯人員 + 10㎡

\* 3歳未満を0.25人、3歳以上6歳未満を0.5人、6歳以上10歳未満を0.75人として算定する。  
ただし、算定した世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。  
また、世帯人数が4人を超える場合は、上記面積から5%を控除する。

## 3-7 人にやさしいまちづくりの方針

### 人にやさしいまちづくりの方針

(1) 誰もが住み続けられる住宅づくり

(2) 誰もが自由に行動できる都市空間づくり

(3) 持続可能な資源循環型のまちづくり

(4) 環境に配慮したまちづくり



### 1 方針

#### (1) 誰もが住み続けられる住宅づくり

障害者や高齢者等に配慮したバリアフリー住宅の整備を誘導します。また、ライフステージの変化に応じた住み替え等の支援を行っていきます。

■バリアフリー住宅の整備誘導

■住宅の住み替え誘導

#### (2) 誰もが自由に行動できる都市空間づくり

誰もが安心して自由に行動できるように、鉄道駅舎、道路・公園等の都市基盤や、庁舎・学校・病院等の公共施設について、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を促進していきます。

また、誰もが公共交通機関を利用できるように、関係機関や事業者などに働きかけ、駅やその周辺のバリアフリー化を促進していきます。

誰にも分かりやすいまちをめざし、公共サインや案内板等の整備を進めていきます

■公共施設等の整備促進

■人にやさしいまちづくり

■多様な主体との協働



### (3) 持続可能な資源循環型のまちづくり

エネルギー効率のよい設備機器やリサイクル品の利用、ごみの減量、リサイクルしやすい商品の購入等の促進により、省資源・省エネルギーを推進し、環境にできるだけ負荷をかけない持続可能な循環型のまちづくりを進めていきます。

- 循環型のまちづくりの推進
- 自然の保全
- 良好な環境の整備促進

### (4) 環境に配慮したまちづくり

地球温暖化やヒートアイランド現象など、都市における気候変動の対策として、まちの緑化を積極的に推進するとともに、エネルギー効率の良い都市をめざして、道路渋滞の緩和、自動車交通の抑制、公共交通機関の整備と利用を促進していきます。

また、公共施設については、保水性舗装や遮熱透水性舗装などによる整備を促進していきます。併せて、大気汚染や騒音・振動の緩和を図るため、幹線道路の整備や更なる発生源対策を関係行政機関とともに進めていきます。

区内のエネルギー消費量を削減するため、区民の環境に対する意識向上の啓発を行っていきます。

## 2 成果指標

指標名	指標の定義	現 状	目 標	将来目標
鉄道駅の バリアフリー化率	エレベーター又はスロープにより高低差が解消され、駅出入口からプラットフォームまで、車いす利用者等が円滑に移動できる経路が1以上確保された鉄道駅の割合	67.4% (平成19年度)	100% (平成29年度)	100% (将来の目標)
温室効果ガス(二酸化炭素)の 排出量	区における温室効果ガス排出量の平成2年度比増減	27.7% 増 (平成15年度)	2.0%減 (平成29年度)	5.0%減 (平成32年度の目標)

## 新宿区環境都市宣言

---

私たちには、健康と、安全そして快適な環境で生活する権利があります。

私たちには、環境にやさしい暮らし方や、ともに生きるための新しい役割を考えながら、かけがえのない地球環境を子孫に引き継いでいく責務があります。

私たちは、東京の新都心にあって、歴史的、文化的資源や貴重な自然が残されている新宿区で、うるおいとやすらぎのある環境を創造していくことを決意しました。

私たちは、「環境を考え行動する人びとが、ともに生き、集うまち、新宿区」の実現を心から希求し、ここに、新宿区が環境都市であることを宣言します。

- 1 私たちは、毎日の暮らしが地球環境と密接な関係にあることを自覚し、いつでも環境を良くすることを考えて行動します。
- 1 私たちは、エネルギーの節約やリサイクルの推進につとめ、限りある資源を大切にします。
- 1 私たちは、自然環境とのきずなを深め、さまざまな生物がともに生きる環境づくりをめざします。
- 1 私たちは、すべての人びとと地球のめぐみを分かちあい、地域を超えたつながりを大切にします。

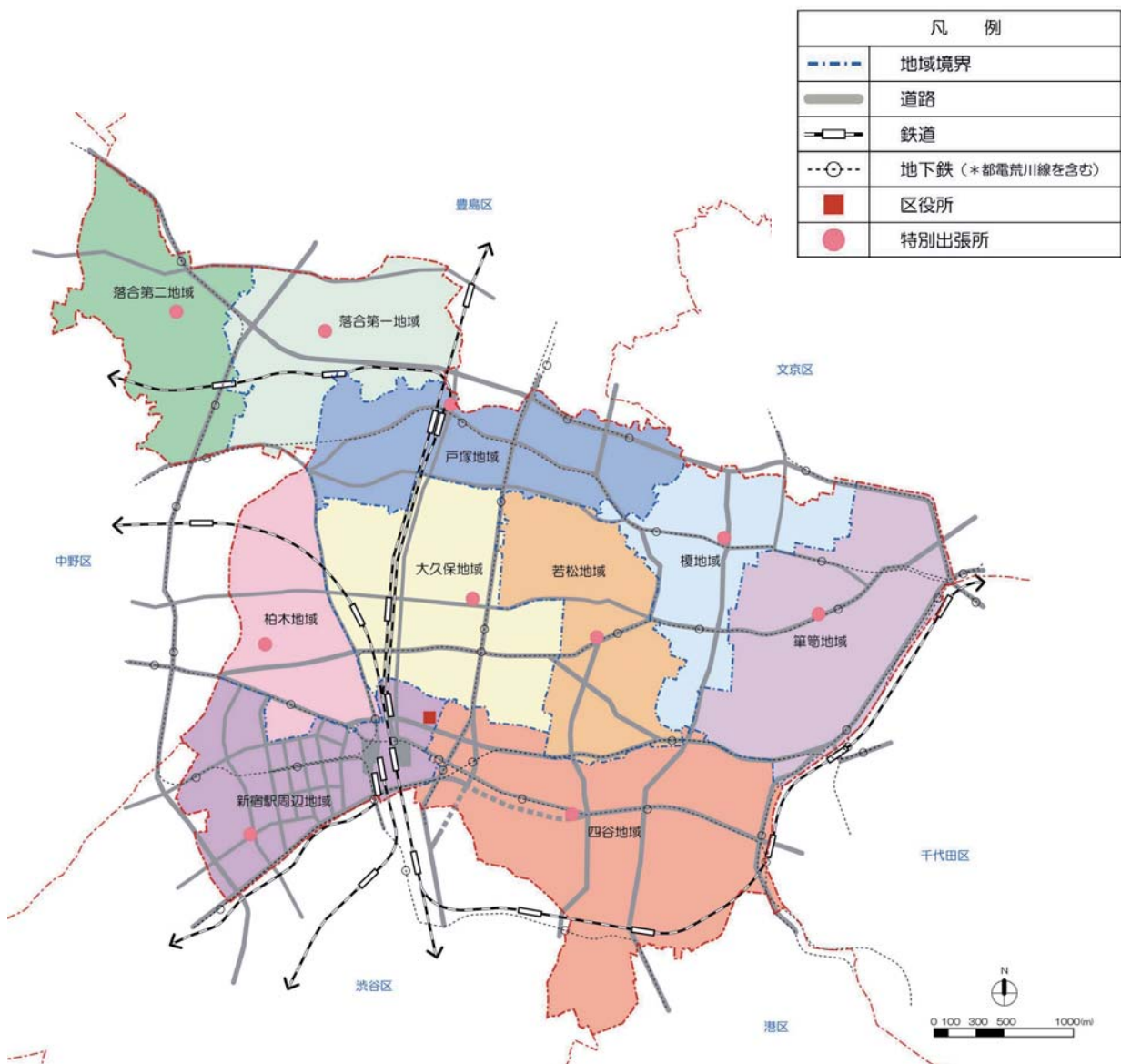
平成6年6月5日

新宿区

## 第4章 地域別まちづくり方針

### 地域の区分

地域別まちづくり方針は、住民が身近に感じることができる日常生活範囲として、特別出張所の所管区域を基本とし、区全体を10の地域に区分しています。



## 4-1 四谷地域まちづくり方針

### 1 地域の将来像

## 歴史と文化の香りあふれ、 多くの人が集う夢のまち

#### 【まちづくりの目標】

##### ● 歴史と文化

江戸時代からの文化を継承する歴史ある地域であり、寺社等の歴史的資源を活かしながら、その歴史・文化と融合した賑わいあるまちをめざします。

##### ● 香り

新宿御苑や明治神宮外苑などの大規模なみどりの拠点が連続し、季節感を運ぶ風の香りに加え、四谷の歴史や文化を肌で感じ取れるまちをめざします。

##### ● 人が集う

住む人、働く人、観光客に加え、多くのアーティストや文化人を迎え入れることができる個性的でハイセンスなまちをめざします。

##### ● 夢

地域住民が誇りと夢を持ち、責任を持って未来へと引き継いでいくまちをめざします。



### 2 まちづくりの方針

#### (1) 都市の骨格に関するまちづくり方針

- ①四ツ谷駅周辺を「賑わい交流の心」と位置づけ、業務商業と都心居住が調和し、歴史的な文化・景観を保全しつつ賑わい交流機能を備えた、新しい魅力を持つまちにしていきます。
- ②新宿通りを「賑わい交流軸」と位置づけ、魅力ある業務商業施設の立地を誘導していくとともに、快適な歩行者空間や景観を創出して「歩きたくなるまち新宿」を実現していきます。
- ③新宿御苑や明治神宮外苑のみどり、外濠の水とみどりを新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる連続した水とみどりの骨格を形成していきます。併せて、新宿通りと明治通りを「風のみち（みどりの回廊）」と位置づけ、りっぱな街路樹の設置や沿道建築物の緑化を進め、快適な環境を形成していきます。

#### (2) 地域のまちづくり方針

##### 1) 土地利用・市街地整備

- ①四谷地域の拠点の整備を進めます。
- ②住機能と業務商業機能の調和を図ります。
- ③住宅地の修復型のまちづくりを進めます。

##### 2) 道路・交通

- ①幹線道路における歩行者空間の整備を進めます。
- ②公共交通等によるまちの利便性の向上を図ります。
- ③駐車場の整備を促進します。
- ④子どもが安心して遊べる道路空間の活用について検討します。

3) 安全・安心まちづくり

- ①まちの防災性の向上を図ります。
- ②大規模施設跡地の有効活用を図ります。

4) みどり・公園

- ①水とみどりのネットワークの形成を図ります。
- ②利用者の声を反映した公園の再整備を進めます。

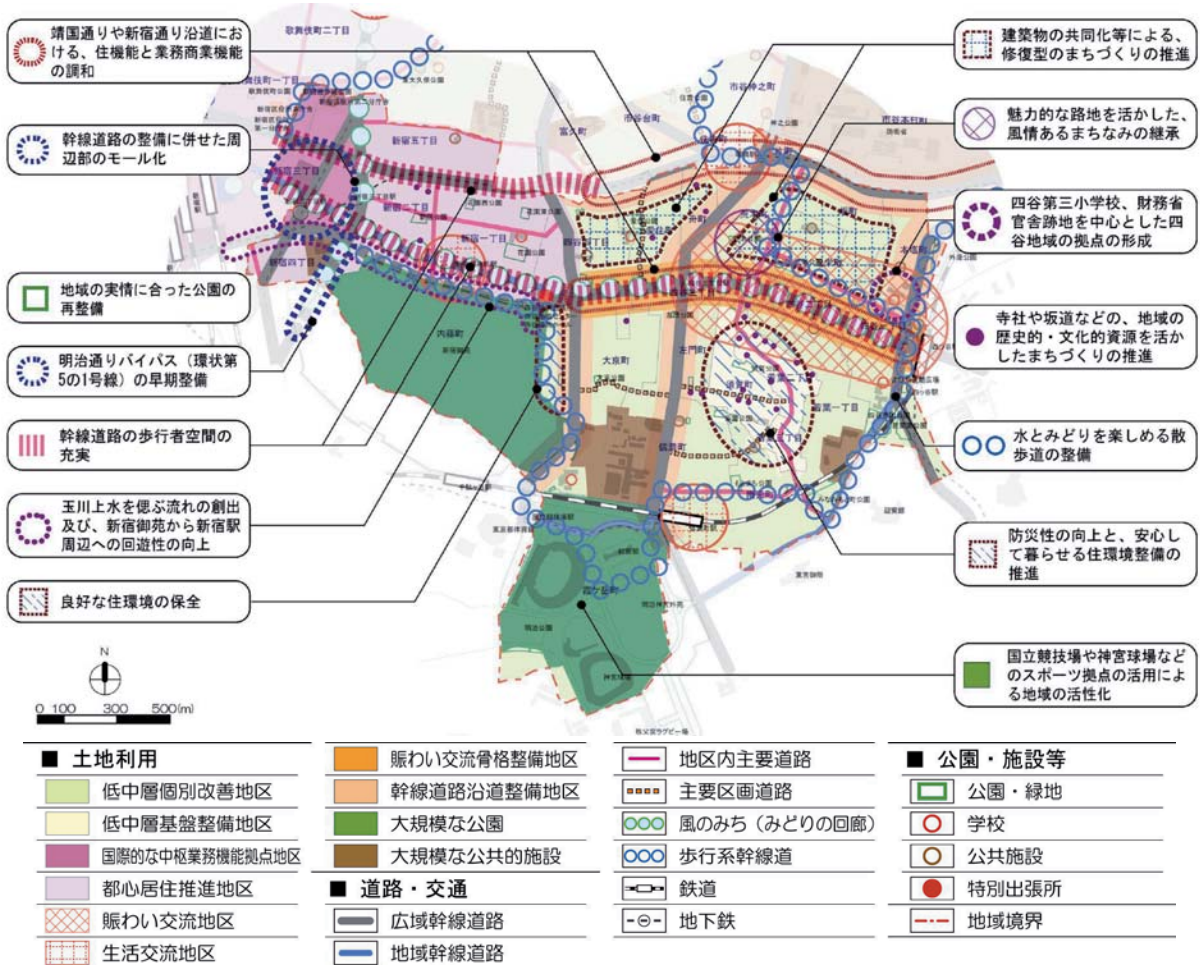
5) 都市アメニティ

- ①歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりを推進します。
- ②風情あるまちなみ景観の保全を図ります。
- ③新宿駅からの歩行者の回遊性の向上を図ります。
- ④子育て・介護支援施設の整備・充実を進めます。
- ⑤スポーツ拠点を活かしたまちの活性化を図ります。

6) コミュニティ

- ①地域住民のまちづくりを支えるしくみづくりを検討します。

3 四谷地域まちづくり方針図





## 4-2 筆筥地域まちづくり方針

### 1 地域の将来像

## 坂と水 歴史を継る 粋なまち 筆筥

#### 【まちづくりの目標】

- 地域の特徴である外濠や神田川の水辺や坂道等の自然の地形を活かし、人々が生き生きと生活、生産していけるまちをめざします。
- 大名屋敷が点在していた時代から受け継がれ、歴史の変遷の中で積み重ねられた魅力を織り込みながら、江戸文化の「粋」を感じさせるまちづくりをめざします。



### 2 まちづくりの方針

#### (1) 都市の骨格に関するまちづくり方針

- ① 神楽坂周辺を「賑わい交流の心」と位置づけ、江戸の文化を継承した路地など昔ながらの情緒と業務商業機能や都心居住機能が調和する、歴史的な文化・景観を保全しつつ賑わい交流機能を備えた、新しい魅力を持ったまちに誘導していきます。
- ② 外濠と神田川の水とみどりを、新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる、連続したみどりの骨格を形成していきます。

#### (2) 地域のまちづくり方針

##### 1) 土地利用・市街地整備

- ① 住機能と工業機能の調和した土地利用を進めます。
- ② きめ細かな土地利用計画を策定します。
- ③ 地域に貢献する周辺と調和した建築物を誘導します。
- ④ 良好な住宅地の保全、形成を図ります。
- ⑤ 神楽坂周辺地区の風情を活かしたまちづくりを進めます。
- ⑥ 子育てしやすい住環境の整備を進めます。

##### 2) 道路・交通

- ① 地域内の交通の円滑化を図ります。
- ② 快適な歩行者空間の確保、整備を進めます。
- ③ 駅周辺における駐輪場の整備を進めます。
- ④ 地域のニーズを踏まえた都市計画道路の整備を進めます。
- ⑤ 未整備の都市計画道路内にある敷地の暫定的な利用の検討を進めます。
- ⑥ 商工観光振興等の観点から、地域の回遊性及び利便性の向上を図ります。
- ⑦ 買い物しやすい魅力的な商業地としての施設整備を行います。

##### 3) 安全・安心まちづくり

- ① 木造住宅密集地域、地域危険度の高い地域等の防災機能の強化を進めます。

4) みどり・公園

- ①水とみどりを楽しめる施設の整備を進めます。
- ②地域住民等との協働により緑化を推進します。
- ③利用者のニーズを踏まえた公園等のみどりの整備を推進します。
- ④公園及び緑地の整備を推進します。

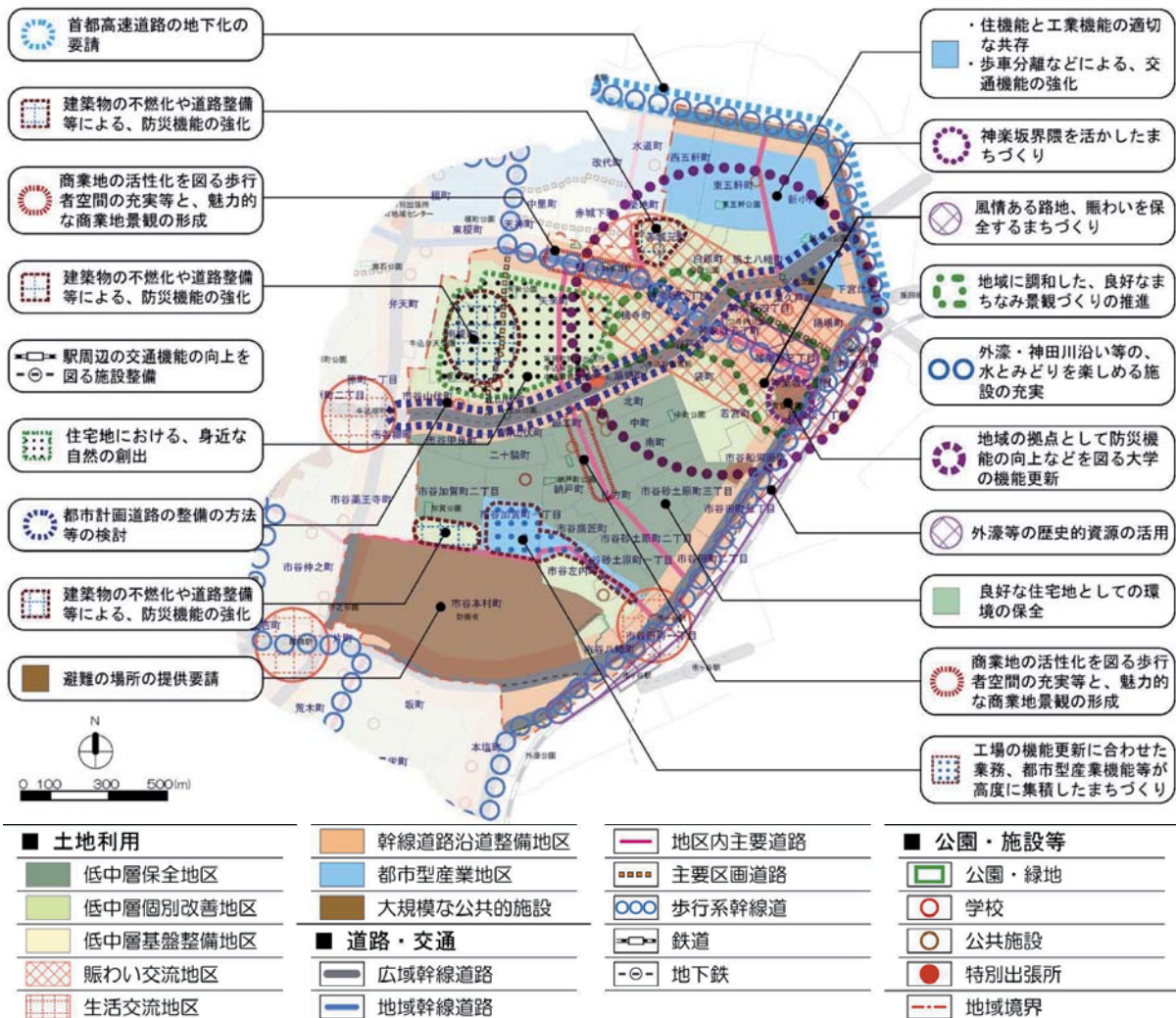
5) 都市アメニティ

- ①景観計画等を活用した景観まちづくりを進めます。
- ②神田川の水辺景観の創出を図ります。
- ③歴史的資源を楽しめる景観まちづくりを推進します。
- ④回遊性の高いまちづくりを進めます。
- ⑤人にやさしい生活空間の創出を図ります。
- ⑥地域住民が住み続けられる住宅の供給を誘導していきます。

6) コミュニティ

- ①区民によるまちづくり活動を支援する体制を充実していきます。

3 箕筒地域まちづくり方針図



## 4-3 榎地域まちづくり方針

### 1 地域の将来像

## 今も昔も文化と活力のあるまち 早稲田

#### 【まちづくりの目標】

##### ●安全・安心のまちづくり

都市再開発、道路整備計画等を地域住民と行政が共に考え、地域住民の安全な生活環境を確保するとともに、高齢者、子どもなどに配慮した歩行者優先の安全・安心のまちをめざします。

##### ●活力ある地域づくり

地域に長く住む住民と地域に住みはじめる住民とが協力し、新しい時代のコミュニケーションを創造することのできる、活力あるまちをめざします。

##### ●循環型社会に配慮した快い暮らしができるまちづくり

地域住民が思いやりの心を大切にし、ルールやマナーを守り、環境に配慮したみどりと潤いのある循環型の快い暮らしができるまちをめざします。

##### ●歴史と文化を活かしたまちづくり

地域に数多く残る歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりをめざします。



### 2 まちづくりの方針

#### (1) 都市の骨格に関するまちづくり方針

- ①早稲田駅周辺及び牛込柳町駅周辺を「生活交流の心」と位置づけ、日常の生活圏の核として、歩道の拡幅、駐輪場の整備等を進め、商店街等により賑わいが創出され、生活者にとって利便性の高い魅力ある拠点に誘導していきます。
- ②神田川の水とみどりを「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができ、連続したみどりの骨格を形成していきます。

#### (2) 地域のまちづくり方針

##### 1) 土地利用・市街地整備

- ①幹線道路の整備・拡幅時における総合的なまちづくりを推進します。
- ②地場産業や商店街を活かし、住機能と共存するまちづくりを進めます。
- ③住宅地における良好な住環境を整備します。

##### 2) 道路・交通

- ①都市計画道路の整備を促進します。
- ②駐車場の整備を進めます。
- ③円滑な地域内交通機能の向上を図ります。
- ④公共交通機関の充実を図ります。
- ⑤安心して歩ける道路の整備を進めます。



3) 安全・安心まちづくり

- ①集中豪雨等の水害対策の取組を強化します。
- ②木造住宅密集地域、地域危険度の高い地域等の防災機能の強化を進めます。
- ③燃え広がらないまちづくりを推進します。

4) みどり・公園

- ①まちの緑化を推進します。
- ②公園の再整備等によるみどりの充実を図ります。

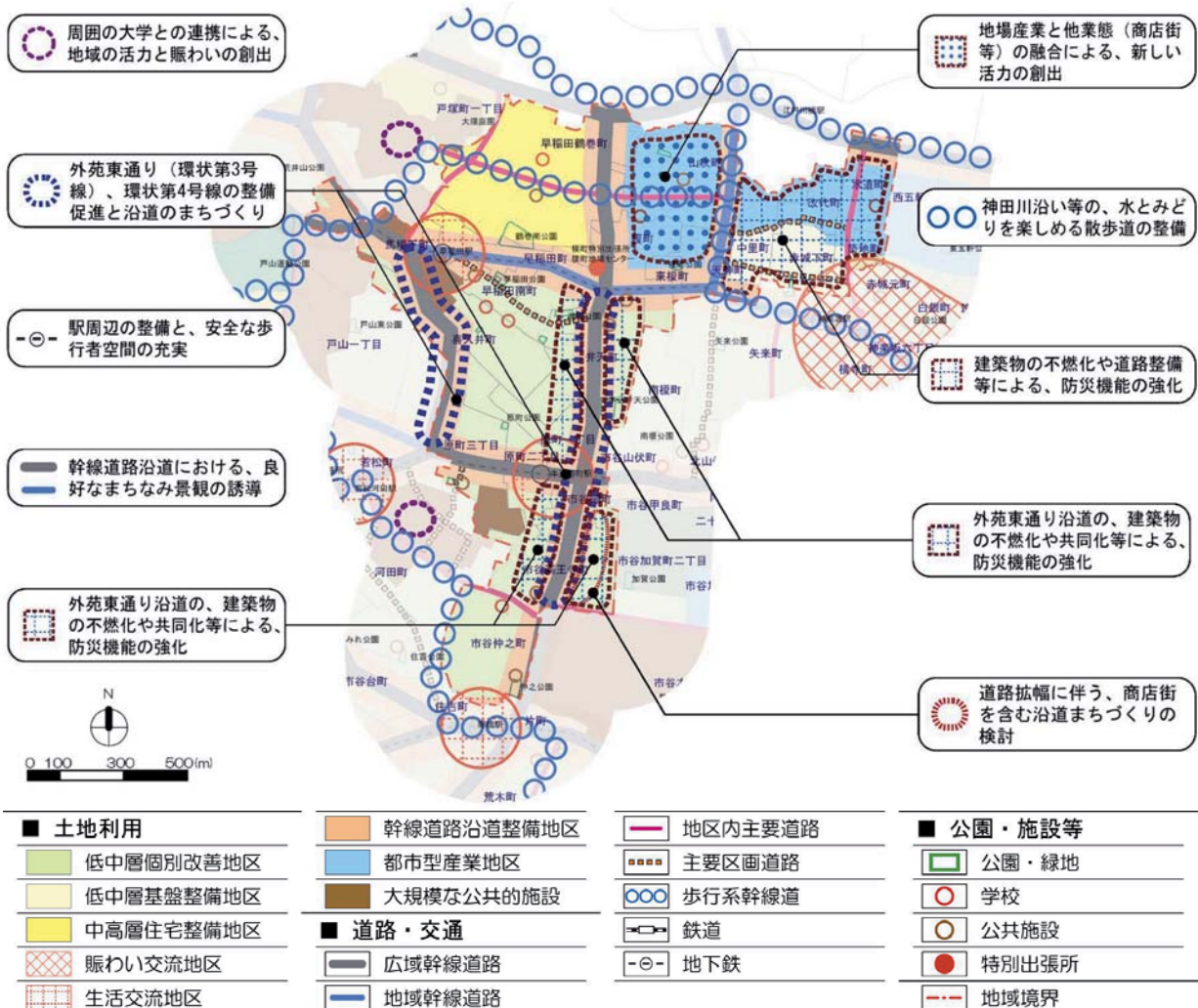
5) 都市アメニティ

- ①歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりを進めます。
- ②快適な暮らしづくりを進めます。
- ③幹線道路沿いの景観整備を進めます。

6) コミュニティ

- ①多様な主体と連携したまちづくりを進めます。

3 複地域まちづくり方針図



## 4-4 若松地域まちづくり方針

### 1 地域の将来像

## 誰にもやさしい元気のあるまち

#### 【まちづくりの目標】

##### ●人々が集まり交流するまちづくり

地域センター、福祉・医療施設や公園・スポーツ施設など多様な拠点施設に恵まれた地域の特性を活かし、商店の活性化や誰もが利用しやすい施設の整備など、人々が活発に集まり交流するまちの形成をめざします。

##### ●活力ある誰もが行き来しやすいまちづくり

住・商・業務の複合したまちとしての利便性の向上、生活重視の視点から商店街の活性化、幹線道路や生活道路の歩行者空間の充実をめざします。

##### ●安全で暮らしやすいまちづくり

高層建築物と周辺のまちなみとの調和、住宅地の防災性能の向上など安全で暮らしやすい住環境の再生をめざします。



### 2 まちづくりの方針

#### (1) 都市の骨格に関するまちづくり方針

- ①若松河田駅、若松地域センター周辺を「生活交流の心」と位置づけ、環状第4号線の整備に併せて日常の生活圏の核として、歩道の拡幅、駐輪場の整備等を進め、商店街等により賑わいが創出され、生活者にとって利便性の高い魅力ある拠点に誘導していきます。また、オープンスペースを整備するなど人の憩いの場や交流する場の充実を図り、活気あふれるまちに整備していきます。
- ②戸山周辺を「生活交流の心」と位置づけ、地下鉄副都心線の西早稲田駅開設に併せ、戸山周辺の生活拠点として、周辺の教育機関と連携し、活力あるみどり豊かで歩きたくなるまちづくりを進めていきます。
- ③明治通りを「賑わい交流軸」と位置づけ、魅力ある業務商業施設の立地を誘導していくとともに、快適な歩行者空間や良好な景観を創出して、「歩きたくなるまち新宿」を実現していきます。
- ④明治通りを「風のみち（みどりの回廊）」と位置づけ、街路樹の配置や沿道の建築物の緑化を進め、快適な環境形成を進めていきます。また、戸山公園を「七つの都市の森」の1つに位置づけ、みどりの保全と充実を進めていきます。

#### (2) 地域のまちづくり方針

##### 1) 土地利用・市街地整備

- ①大規模施設跡地の有効活用を図ります。
- ②周辺の住環境と調和したまちなみの形成を図ります。
- ③環状第4号線の整備に伴う沿道のまちづくりを進めます。

##### 2) 道路・交通

- ①住環境に配慮した幹線道路の整備を進めます。
- ②自転車対策の取組を強化します。
- ③誰にもやさしい歩道の整備を進めます。



- ④歩行系幹線道の整備を促進します。
- ⑤大規模建築物に対する歩行者空間等の提供を要請していきます。
- ⑥地域の利便性の向上を図ります。

3) 安全・安心まちづくり

- ①住宅地の防災性の向上を図ります。
- ②細街路等の改善により、まちの防災機能の向上を図ります。
- ③地域住民主体の防災まちづくりを進めます。
- ④避難所の災害時の設備の充実を図ります。
- ⑤避難経路の確保と燃え広がらないまちづくりを進めます。

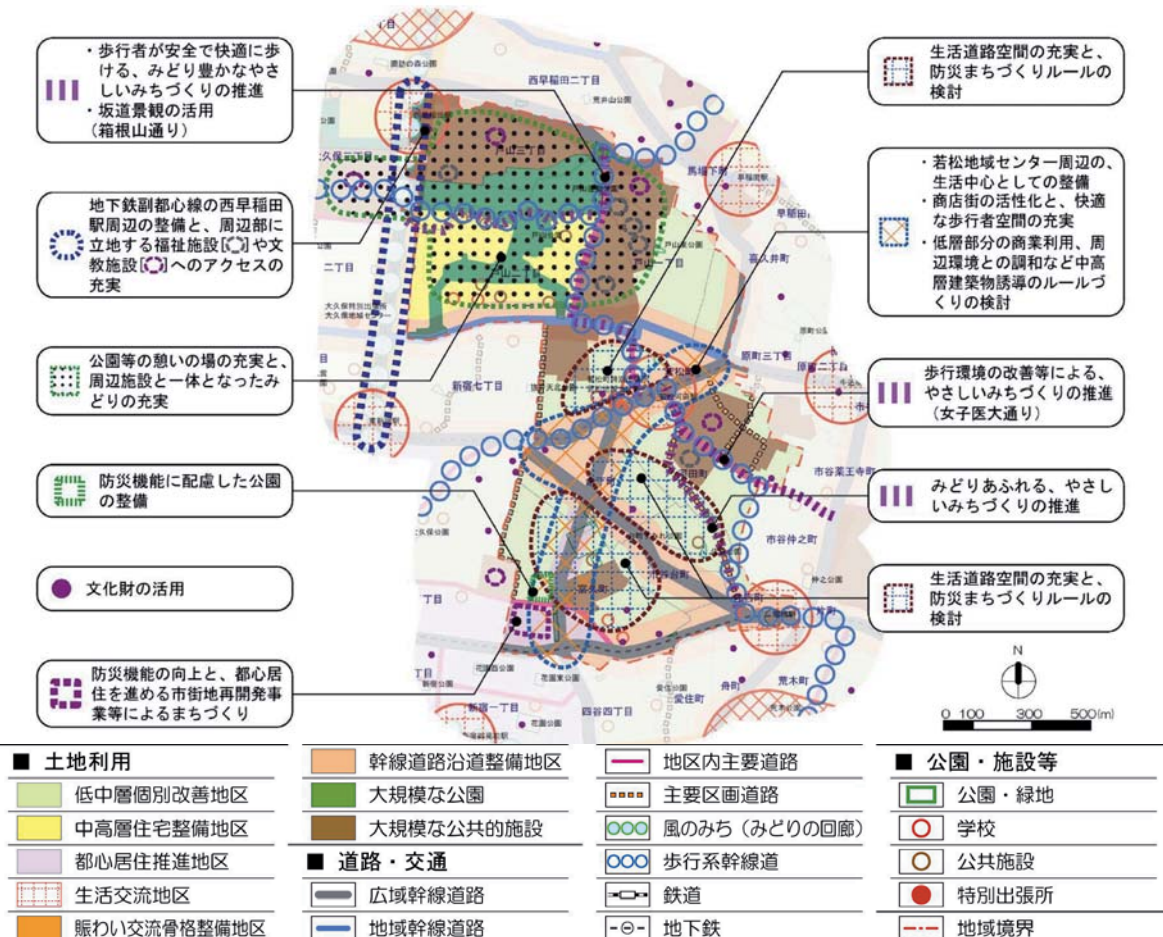
4) みどり・公園

- ①大規模公園のみどりの充実を図ります。
- ②利用者の声を反映した公園の整備・管理を進めます。
- ③人々が集まり交流できる憩いの広場づくりに取り組みます。

5) 都市アメニティ

- ①誰もが安全に利用しやすい施設の整備を推進します。
- ②歴史的・文化的資源を活用したまちづくりを進めます。
- ③坂道や生活道路の沿道等の良好な景観づくりを検討していきます。

3 若松地域まちづくり方針図



## 4-5 大久保地域まちづくり方針

### 1 地域の将来像

## つつじのさと 大久保 — 人にやさしい多文化共生のまち —

#### 【まちづくりの目標】

- 江戸時代後期から昭和初期にかけて、つつじの名所として広く知られていながら、宅地化や震災などにより姿を消した「大久保つつじ」を「もう一度、大久保の地に」という地域の思いをまちづくりに活かし、「つつじのさと」としての魅力づくりを進めていきます。
- 子どもからお年寄りまで、すべての地域住民が安全で、安心して暮らせるまちづくりを、地域ぐるみで進めていきます。
- 外国人を含むすべての地域住民が人へのやさしさや思いやりを持ち、相互理解に努める中で人にやさしい多文化共生のあるべき姿を求め、まちづくりを進めていきます。



### 2 まちづくりの方針

#### (1) 都市の骨格に関するまちづくり方針

- ①明治通りを「賑わい交流軸」と位置づけ、魅力ある業務商業施設の立地を誘導していくとともに、快適な歩行者空間や良好な景観を創出して、「歩きたくなるまち新宿」を実現していきます。
- ②大久保駅及び新大久保駅周辺を「生活交流の心」と位置づけ、住機能と近接する地域の生活中心として、歩道やオープンスペースなどの整備を進め、個性的で魅力ある買物・歩行者空間の創出を図っていきます。また、駅前には人が集まることができる空間を確保するなど、大久保通り沿道は、商業空間にふさわしい環境整備を進めていきます。
- ③地下鉄副都心線の東新宿駅、西早稲田駅を「生活交流の心」と位置づけ、駅周辺の整備を行うとともに、生活者にとって利便性の高い魅力ある地域の新たな拠点となるよう誘導していきます。
- ④明治通りを「風のみち（みどりの回廊）」と位置づけ、街路樹の配置や沿道の建築物の緑化を進め、快適な環境形成を進めていきます。また、戸山公園を「七つの都市の森」の1つに位置づけ、みどりの保全と充実を進めていきます。

#### (2) 地域のまちづくり方針

##### 1) 土地利用・市街地整備

- ①大規模施設跡地等の有効活用を図ります。

##### 2) 道路・交通

- ①都市交通の円滑化のため、都市計画道路の整備を促進します。
- ②安全で魅力ある歩行者空間の整備を促進します。
- ③地域内の利便性及び災害時の安全性の向上を図ります。
- ④駅周辺整備と併せて、駐輪場の整備を促進します。

3) 安全・安心まちづくり

- ①避難場所の安全性の向上を図ります。
- ②防災まちづくりを推進します。

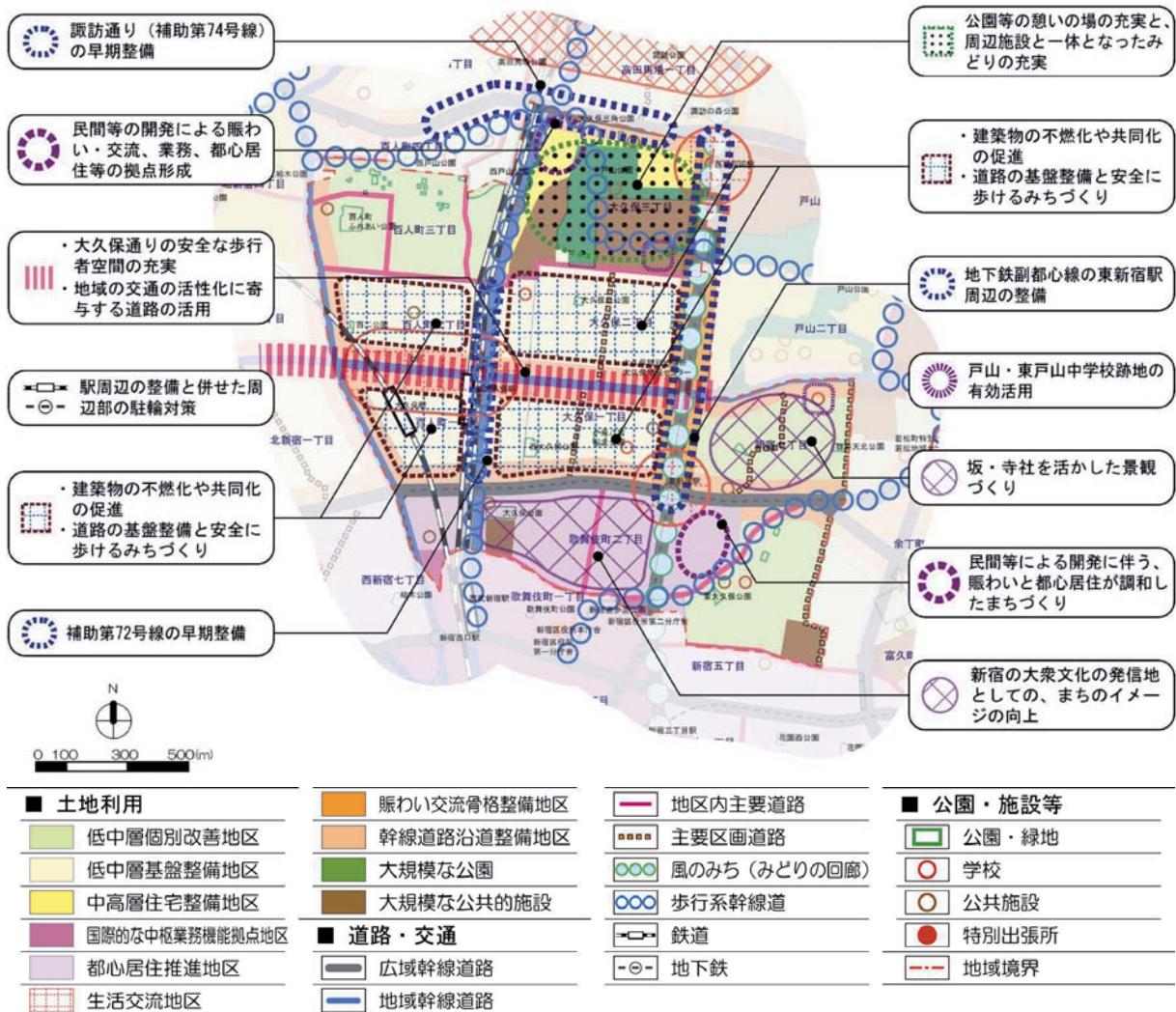
4) みどり・公園

- ①つつじを活かしたみどりのまちづくりを推進します。
- ②大規模公園を核としたみどりの充実を図ります。
- ③利用者の意見を反映した公園づくりを進めます。

5) 都市アメニティ

- ①文化活動の拠点を育成します。
- ②まちの歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりを推進します。
- ③大衆文化の発信地として、まちのイメージの向上を図ります。

3 大久保地域まちづくり方針図





## 4-6 戸塚地域まちづくり方針

### 1 地域の将来像

## 心豊かに集う、 文化と福祉と若者のまち

#### 【まちづくりの目標】

- 高田馬場駅を誰もが利用しやすい駅にし、駅周辺と早稲田通りの沿道を、誰もが楽しめる魅力的で安全な商業空間に整備することをめざします。
- 学生のまちである特色を活かし、大学等と連携し、若者の集まる活気あるまちをめざします。
- 歴史と文化のまちの特色を活かし、歴史的・文化的資源の掘り起こしや環境づくりを進め、みどりの多い品格のあるまちをめざします。
- 福祉のまちの特色を活かし、障害者、高齢者、子どもなど誰もが住み良い、潤いのある安全・安心のまちをめざします。



### 2 まちづくりの方針

#### (1) 都市の骨格に関するまちづくり方針

- ①高田馬場駅周辺を「賑わい交流の心」と位置づけ、業務商業と都心居住が調和したまち、また、バリアフリー化などにより快適な歩行者空間や景観を備えた、賑わいのある魅力を持ったまちに誘導していきます。
- ②地下鉄副都心線の西早稲田駅を「生活交流の心」と位置づけ、駅周辺の整備を行うとともに、生活者にとって利便性の高い魅力ある、地域の新たな拠点となるよう誘導していきます。
- ③明治通りを「賑わい交流軸」と位置づけ、歩いて魅力を感じる業務商業施設の立地を誘導していくとともに、快適な歩行者空間や良好な景観を創出して、「歩きたくなるまち新宿」を実現していきます。併せて、明治通りを「風のみち（みどりの回廊）」と位置づけ、街路樹の設置や沿道建築物の緑化を促進し、快適な環境形成を進めていきます。
- ④神田川を新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることが出来る連続したみどりの骨格を形成していきます。
- ⑤新宿のみどりの骨格として早稲田大学周辺を「七つの都市の森」の1つに位置づけ、みどりの保全と充実を促進していきます。

#### (2) 地域のまちづくり方針

##### 1) 土地利用・市街地整備

- ①早稲田通り沿道を戸塚地域における、重要な賑わいの路線として整備を促進します。
- ②住宅地と商業地の調和したまちづくりを進めます。
- ③公共施設の跡地の有効活用を図ります。

##### 2) 道路・交通

- ①高田馬場駅及び駅周辺における福祉のまちづくりと賑わいの基盤整備を推進します。
- ②高田馬場駅周辺の歩行者空間の整備を推進していきます。
- ③楽しく安全に歩ける歩行空間の充実を図ります。
- ④都電を活かしたまちづくりを検討していきます。



3) 安全・安心まちづくり

- ①防災拠点の防災機能の強化、避難所・避難路の整備を進めます。
- ②市街地における防災まちづくりを推進します。
- ③身近な防災空間、避難ルートの確保を図ります。

4) みどり・公園

- ①水とみどりを親しめる歩行者空間の整備を進めます。
- ②公園の整備及び改修を進めます。
- ③まちの緑化を推進します。

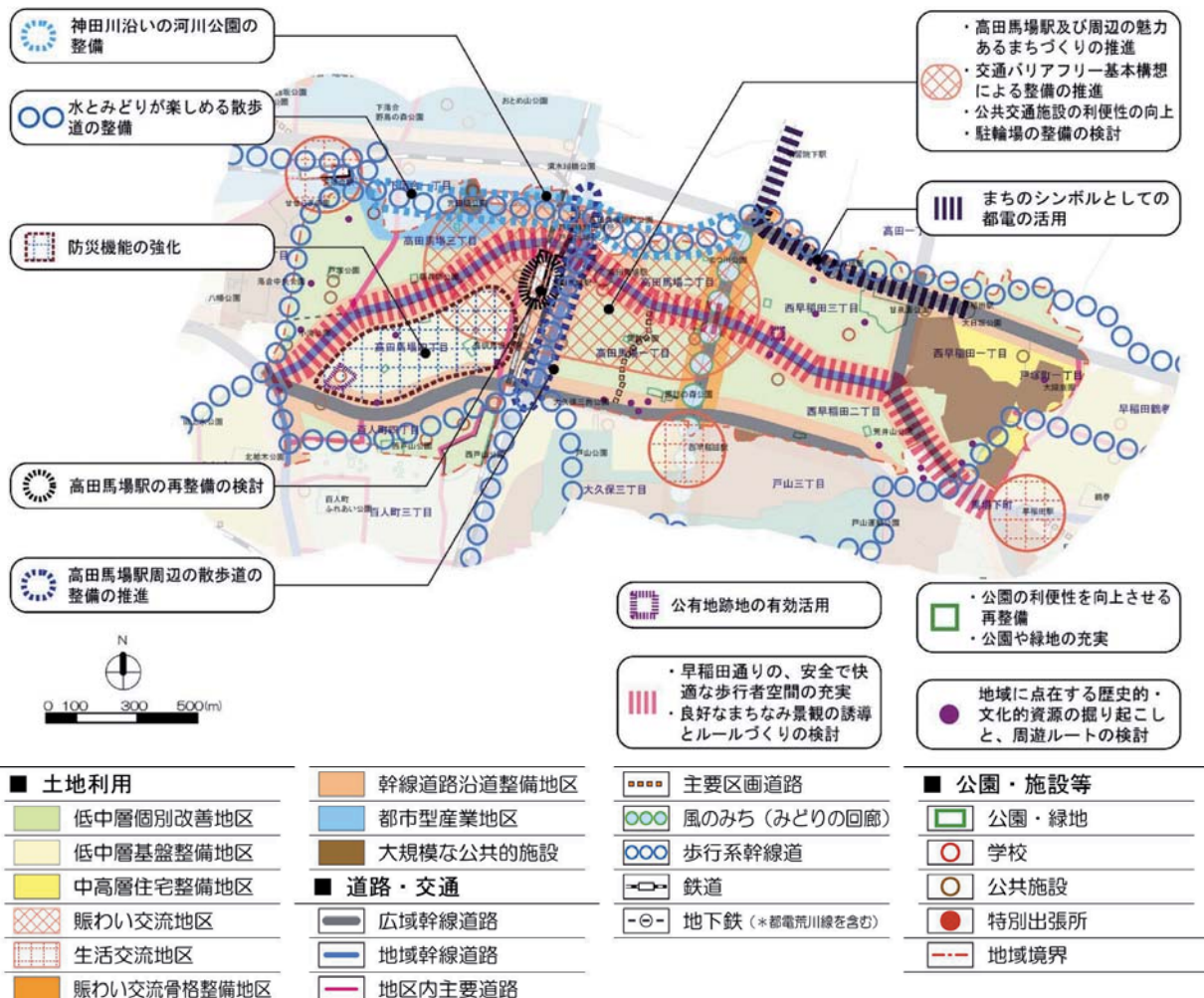
5) 都市アメニティ

- ①高田馬場駅及び駅周辺の良好な景観形成を進めます。
- ②早稲田通りの良好な景観づくりを進めます。
- ③歴史と文化の散歩道の設定と景観整備を推進します。

6) コミュニティ

- ①地域コミュニティの拠点整備を進めます。
- ②大学等との連携によりまちの活性化を図ります。

3 戸塚地域まちづくり方針図



## 4-7 落合第一地域まちづくり方針

### 1 地域の将来像

# ともにつくる みどり豊かで安心なまち



#### 【まちづくりの目標】

##### ● ともにつくる

落合ルールづくり、ゴミ対策、適正な自転車利用など、地域としての助け合いや様々なコミュニティ活動、まちづくり活動を進めます。

##### ● みどり豊か

みどりの保全や公園づくりなど、みどり重視のまちづくりを進めます。

##### ● 安心

防災・防犯対策の充実や歩行者優先のみちづくりなど、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

### 2 まちづくりの方針

#### (1) 都市の骨格に関するまちづくり方針

- ① 神田川及び妙正寺川を新宿の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる連続したみどりの骨格を形成していきます。
- ② 落合地域の斜面緑地を新宿のみどりの骨格として「七つの都市の森」の1つに位置づけ、みどりの保全と充実を進めていきます。

#### (2) 地域のまちづくり方針

##### 1) 土地利用・市街地整備

- ① マンション等の中高層建築物と周辺住宅地とが調和したまちなみの形成を誘導していきます。
- ② 良好な低層住宅地の住環境を保全していきます。
- ③ 幹線道路沿道の商業環境の整備、育成を図ります。
- ④ 公共施設跡地の有効活用を進めます。

##### 2) 道路・交通

- ① 歩行者優先の安全な道路整備を進めます。
- ② 環境に配慮した幹線道路の整備を促進します。
- ③ 鉄道等による地域分断や交通不便の解消を図ります。
- ④ 坂の多い地域の特性に配慮した公共都市交通の充実を図ります。
- ⑤ 駐輪場の整備を推進します。

##### 3) 安全・安心まちづくり

- ① 防災まちづくりを推進します。
- ② 水害対策を推進します。
- ③ 道路沿道の塀等の安全対策を進めます。

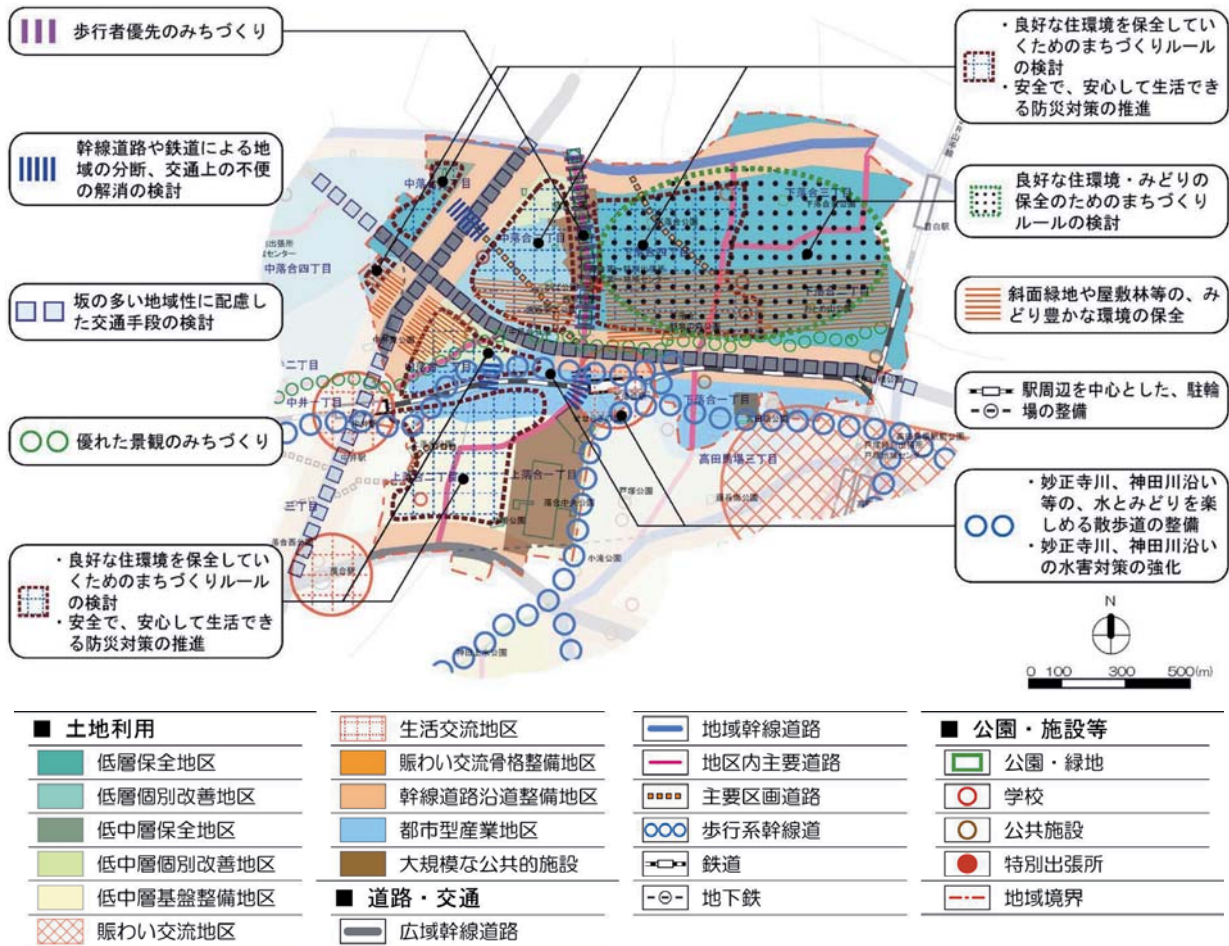
4) みどり・公園

- ①樹木の維持管理への支援を充実します。
- ②水とみどりの散歩道の整備を進めます。
- ③道路のみどりの充実を図ります。
- ④公園等を拠点としたみどりの充実を図ります。
- ⑤まちのみどりの充実を図ります。

5) 都市アメニティ

- ①景観に配慮したまちづくりを進めます。
- ②大規模敷地の緑地の保全制度の検討を進めます。
- ③歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりを進めます。

3 落合第一地域まちづくり方針図



## 4-8 落合第二地域まちづくり方針

### 1 地域の将来像

# 住みつづけられる みどり豊かなまち 落合



#### 【まちづくりの目標】

- 良好な低層住宅地が広がる地域であり、大正、昭和初期からの歴史、文化を踏まえ、貴重な住環境を保全していきます。
- 高齢者や子どもにやさしく、安全・安心であり、落ち着き、くつろぎがある住み続けたいくなる、みどり豊かなまちをめざします。
- 地域の課題の解決のため、地域住民が主体的に行政と連携し、まちづくりを進めます。

### 2 まちづくりの方針

#### (1) 都市の骨格に関するまちづくり方針

- ① 中井駅周辺を「生活交流の心」と位置づけ、日常の生活圏の核として、歩道の拡幅、駐輪場の整備等を進め、また、商店街等により賑わいが創出され、生活者にとって利便性の高い魅力ある拠点に誘導していきます。
- ② 妙正寺川を新宿の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる連続したみどりの骨格を形成していきます。
- ③ 落合地域の斜面緑地を新宿のみどりの骨格として「七つの都市の森」の1つに位置づけ、みどりの保全と充実を進めていきます。

#### (2) 地域のまちづくり方針

##### 1) 土地利用・市街地整備

- ① 良好な低層住宅地の保全を図ります。
- ② 生活の利便性を向上する商業施設を充実します。
- ③ 住宅と工場が混在する地区のあり方を検討します。
- ④ 住環境保全のためのルールづくりを進めます。

##### 2) 道路・交通

- ① 住環境に配慮した幹線道路の整備を進めます。
- ② 居住者の安全を重視した生活道路の整備を進めます。
- ③ 駅前広場や駅周辺の駐輪場等の鉄道関連施設を充実します。

##### 3) 安全・安心まちづくり

- ① 火災・地震に強いまちづくりを進めます。
- ② 水害対策を推進します。
- ③ 犯罪がおきにくいまちづくり活動を進めます。



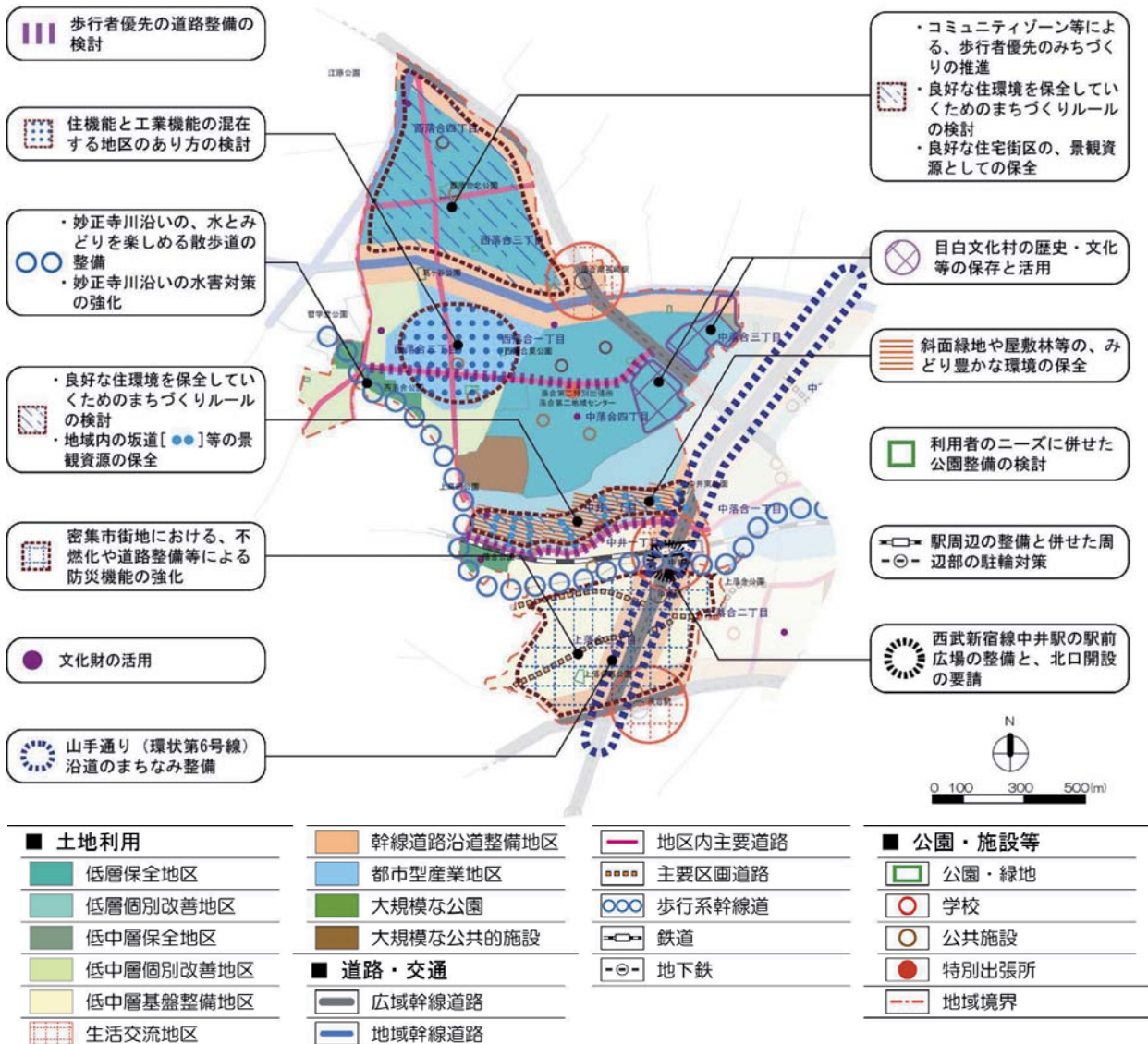
4) みどり・公園

- ①利用者の意見を踏まえた公園の整備を推進します。
- ②水とみどりの散歩道の整備を進めます。
- ③まちのみどりの充実を図ります。

5) 都市アメニティ

- ①まちなみや坂道などの景観資源を保全します。
- ②人にやさしいまちづくりを推進します。
- ③文化財の案内標識などにより落合の歴史や文化の魅力を発信します。

3 落合第二地域まちづくり方針図



## 4-9 柏木地域まちづくり方針

### 1 地域の将来像

# 一 輝く国際都市の眺め、 歴史と新たな文化が息づく、 やすらぎの暮らし 一 住みたくなるまち 柏木



#### 【まちづくりの目標】

- 旧町名の「柏木」という名称に、地域住民は深い思い入れを持っています。柏木には、歴史的資源、多くの文化人の生きた足跡、そこに住まう人々の人情も含め、長い歴史の積み重ねにより形成された「柏木文化」が、今も息づいています。こうした「柏木」の歴史や文化を次世代に伝えるとともに、様々な人々が出会い、集うことで生まれる新しい文化と融合した、人情あふれる豊かなコミュニティの形成をめざします。
- 国際都市を象徴する摩天楼に「輝く」夜景を「眺める」場所にあって、みどり豊かで、多くの人々が集う、魅力的で快適なまちをめざします。
- まちに必要な整備を進め、災害に強く、防犯性の高い、安全・安心なまちをめざします。

### 2 まちづくりの方針

#### (1) 都市の骨格に関するまちづくり方針

- ① 柏木地域の南部は「創造交流の心」として業務商業の発展に必要な都市基盤の整備を進めます。また、みどりや歩行者空間の充実を図り、歩いて楽しい環境の整備を進め、賑わいと活力のある21世紀を先導するまちづくりを進めていきます。
- ② 神田川は新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる連続したみどりの骨格を形成していきます。

#### (2) 地域のまちづくり方針

##### 1) 土地利用・市街地整備

- ① 良好な住環境を整備し、防災機能の改善を図ります。
- ② 商店街の活性化を図ります。

##### 2) 道路・交通

- ① 生活道路の整備を推進します。
- ② 都市交通の円滑化を図り住宅地における通過交通の抑制を図ります。
- ③ 自動車及び自転車対策を進めます。
- ④ 安全に歩ける道路の整備を進めます。

##### 3) 安全・安心まちづくり

- ① まちの防災性の向上を図ります。

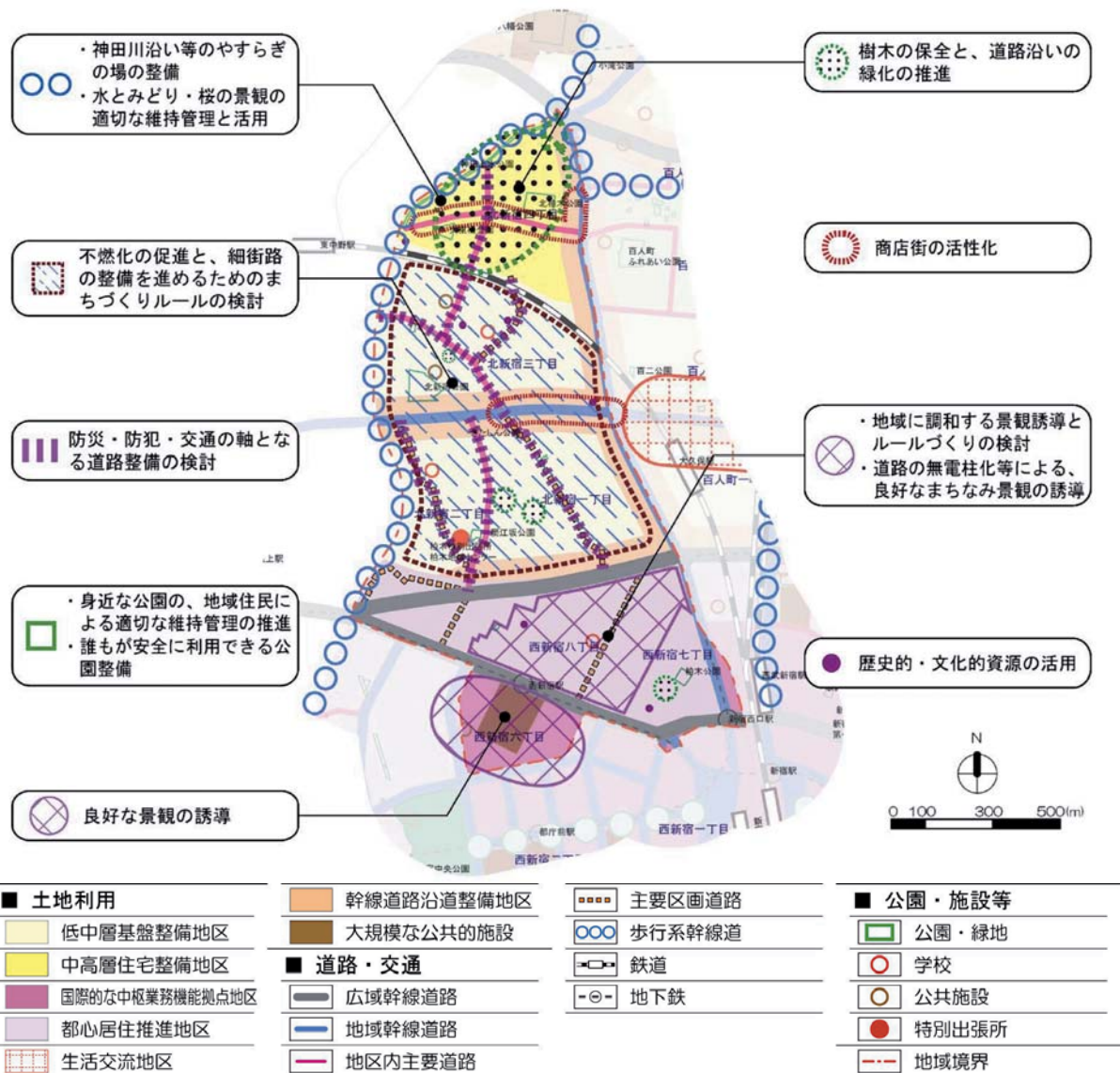
4) みどり・公園

- ①神田川沿いのみどりの充実、良好な景観の形成を図ります。
- ②多様な手法によりみどりの保全、充実を進めます。
- ③安全に利用できる公園づくりを推進します。
- ④樹木の保全と身近な緑化を推進します。
- ⑤身近な公園の地域住民による適切な維持管理を推進します。

5) 都市アメニティ

- ①地域に調和する建築物を誘導します。
- ②良好なまちなみ景観を形成します。
- ③歴史的・文化的資源をまちづくりに活用します。

3 柏木地域まちづくり方針図





1 地域の将来像

人を魅せる活力と  
文化の薫りあふれる  
環(わ)のまち



【まちづくりの目標】

● 人を魅せるまち

世界中から集まる人を温かく迎え入れ、このまちに「来て良かった」と感じてもらえるような魅力あるまちをめざします。

● 活力と文化の薫りあふれるまち

まちに残る近代文化都市としての歴史的・文化的資源、文化施設、新宿文化の歴史を語る商業地や施設など、人の活動や営みに基づく、文化の薫りあふれるまちをめざします。

● 「わ」のまち

生活・文化・商業・遊びの空間を「輪(わ)」状につなげ、人波がしなやかに流れるようにするとともに、人と人がふれあい「和(わ)」みあるまち、環境に配慮した「環(わ)」境にやさしいまちをめざします。

2 まちづくりの方針

(1) 都市の骨格に関するまちづくり方針

- ①新宿駅周辺を「創造交流の心」と位置づけ、駅周辺の業務商業機能が東西方向にさらに広がるよう都市基盤の整備を推進していきます。また、みどりや歩行者空間の充実を図り、歩いて楽しい環境の整備を進め、賑わいと活力のある21世紀を先導するまちづくりを進めていきます。
- ②新宿通りと中央通りを「賑わい交流軸」と位置づけ、魅力ある業務商業施設の立地を誘導していくとともに、快適な歩行者空間や景観を創出して、「歩きたくなるまち新宿」を実現していきます。
- ③神田川や新宿中央公園を、新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることが出来る連続したみどりの骨格を形成していきます。併せて、新宿通りと中央通りを「風のみち(みどりの回廊)」と位置づけ、リっぱな街路樹の設置や沿道建築物の緑化を進め、快適な環境形成を促進していきます。また、新宿中央公園とその周辺を、みどりの骨格の1つである「七つの都市の森」と位置づけ、みどりの保全と充実を進めていきます。

(2) 地域のまちづくり方針

1) 土地利用・市街地整備

- ①国際的な創造交流拠点としての風格のあるまちづくりを推進します。
- ②新宿駅周辺地区を複合的市街地として整備を推進します。
- ③住宅密集地における住環境の向上を図ります。

2) 道路・交通

- ①新宿駅周辺への交通流入を抑制します。
- ②新宿駅周辺における歩行者の回遊性の向上を図ります。
- ③環境に配慮した幹線道路の整備を促進します。
- ④自転車対策を推進します。



- ⑤荷さばき車両の駐車場や荷さばき場の整備を進めます。
- ⑥駐車場の地域ルールを検討を進めます。

3) 安全・安心まちづくり

- ①まちの不燃化を推進します。
- ②災害時の避難誘導體制を充実します。

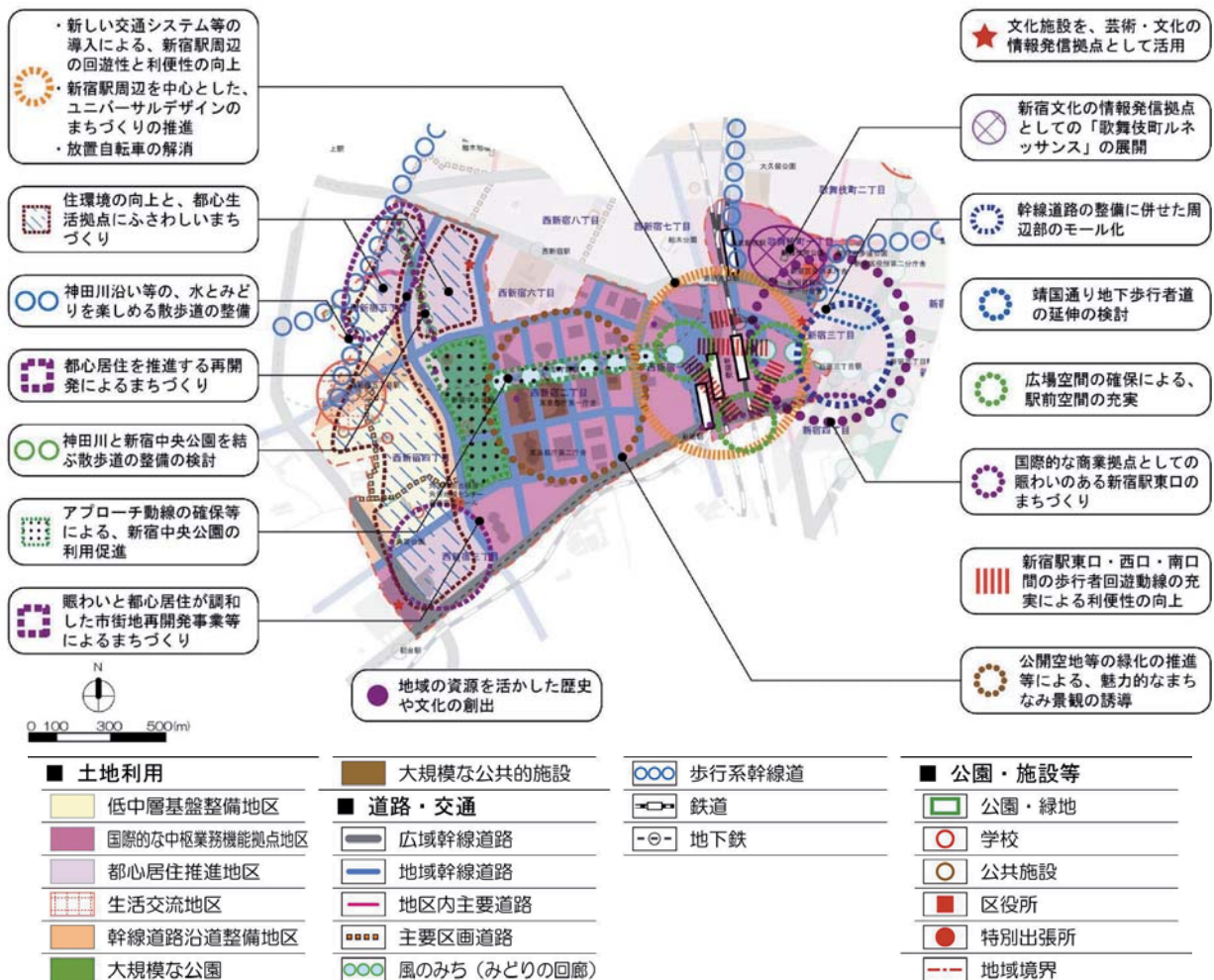
4) みどり・公園

- ①新宿中央公園の充実および利用を促進します。
- ②まちのみどりを充実します。
- ③水とみどりの散歩道の整備を進めます。

5) 都市アメニティ

- ①国際都市にふさわしい駅前の顔づくりを進めます。
- ②超高層ビル街における魅力的な景観の形成を図ります。
- ③地域の文化や歴史を伝える環境整備を推進します。
- ④環境負荷軽減への取組を進めます。
- ⑤ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

3 新宿駅周辺地域まちづくり方針図



## 新宿区都市マスタープラン概要版

印刷物作成番号  
2007 - 23 - 4001

発行年 平成 20(2008)年 3月発行

編集・発行 新宿区都市計画部都市計画課 電話03-5273-3527(直通)  
東京都新宿区歌舞伎町 1 - 4 - 1

この印刷物は、業者委託により3000部印刷製本しています。  
その経費として、1部あたり220円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。  
本誌は森林資源の保護とリサイクルの促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。



新宿区総合計画のうち、都市計画法第18条2に基づく「都市計画に関する基本的な方針(都市マスタープラン)」に相当する部分を抜粋したものです。